

平成 3 0 年

第 3 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 日

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

忠 岡 町 議 会

平成30年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

平成30年9月28日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	産業まちづくり部長	藤田 裕
健康福祉部長	東 祥子	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (前田 長市議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員数 11 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 長市議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前 10 時 00 分」再開)

議長 (前田 長市議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (前田 長市議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 30 年第 3 回忠岡町議会定例会議事日程 (3 日目) について、ご報告申し上げます。

日程第 1 一般質問

日程第 2 意見書第 6 号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書の提出について

日程第 3 意見書第 7 号 介護保険制度における国負担の増額を求める意見書の提出について

日程第 4 意見書第 8 号 待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (前田 長市議員)

日程第 1 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は、30 分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

通告書に沿いまして、平成30年9月の一般質問をさせていただきます。

まずは、災害から生命と財産を守る公共事業投資などの拡充及び行動について、質問させていただきます。

平成27年の鬼怒川河川氾濫の関東・東北大豪雨、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の西日本大災害、そして9月4日の台風被害と、数十年から数百年にわたって一度あるかないかと言われているような災害が、この5年で立て続けに起こっております。東南海地震の危険性を踏まえますと、行政施策における災害対策に対する取り組みの優先順位は高まっていると考えられます。

この現実をもとに、まずは3点質問させていただきます。

1点目は、西日本大災害級の豪雨により、大津川堤防が氾濫し越流することによる地域への経済被害、そして税収に与えるダメージのシミュレーション等はできておられますか。

2点目です。堤防を乗り越えるほどの津波が予見される大地震におきまして、防潮堤及び大津川岸壁の耐震性、及び耐圧性は大丈夫でございますでしょうか。

3点目は、忠岡町の津波・洪水・地震のハザードマップは、平成26年5月最終更新となっております。年々、スーパーコンピューターによる予測精度が高まる中、約4年前からの変わらない内容で、現在においても当時算出された予測精度が適切であると考えられるかどうか、以上3点、一括にてご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ただいま質問いただきましたことにつきまして、お答えさせていただきます。

1点目につきましては、本町では1時間当たり104ミリという200年に一度の大雨により河川が氾濫した場合の洪水予測に基づいて浸水想定をしており、これを住民皆様に周知しているところでございます。

ご質問の地域への経済的被害や税収に与える影響につきましては、現在のところ算定は

しておりません。

2点目につきましては、大地震発生時における護岸対策として、本町域内は大阪府の津波に対する設計基準を満たす防潮堤が設置されているというふうに聞いております。しかしながら、どんな頑強な工作物を設置しても100%安全と言い切ることは難しく、まずは命を守るため、緊急時には迅速な避難行動を呼びかけるなど、被害の軽減に結びつく減災の取り組みが重要であるというように考えております。

3点目につきましては、津波、洪水のハザードマップは、それぞれ大阪府の被害想定をもとに作成したものでございますので、作成から4年が経過しておりますが、被害想定自体は最新のものとなっております。

現在、大阪府において高潮に対する被害想定について検討されており、新たな被害想定が設定された場合は、適宜更新してまいりたいというふうに考えております。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1点目につきましては、浸水地域の住宅及び工場等の固定資産税減免等の計算をすれば、時間はかかりますが、おおよそわかってくると思います。これにつきましては、また改めて決算委員会等で質問させていただこうと思います。

2点目につきまして、再質問させていただきます。1つ目が、津波の耐圧について設計基準を満たしているとのご回答でありましたが、その根拠となる資料は、我々一般の者の目線からすれば、どのように確認できるのでしょうか。

2点目です。コンクリートの建築物は経年劣化が必ず起こります。防潮堤のすき間から草木が伸びて浸食しているところも時々見受けられますが、それを加味したとしても問題ないと言われますでしょうか。

3点目、減災の取り組みで迅速な避難の呼びかけとありましたが、大雨で窓を閉め切っている状態では、耳を本当に凝らして常に集中して聞いておかないと、放送がなかなか聞き取れません。聞こえません。それについてどのようにお考えでしょうか。

4点目です。先ほど言われました高潮想定は、いつごろ出される予定でしょうか。

以上4点、一括でご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

一括でご回答させていただきます。

1点目でございますが、根拠となる資料につきましては、大阪府のホームページに南海

トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会資料というのが掲載されているところがございます。その中に出ていると思いますので、参考になるかというふうに思います。

それから、防潮堤に関しましても、大阪府によりまして巡視活動がされております。ふぐあい等があれば、修繕等がされるものというふうに考えております。

3点目、防災の行政無線については、デジタル化を実施し、聞こえ方は改善されているというふうに考えておりますが、限界もあるというふうにも感じております。携帯電話の緊急速報メールや、テレビのテロップなど多様な情報伝達手段を用いて周知を図ってまいりたいと考えております。これにつきましては、その他、本町から例えばメールを発信するとか、そういうようなことにつきましても今後検討していきたいなというふうに考えております。

それから、4点目の高潮の想定でございますが、高潮に関する被害想定は今年度中に発表予定というふうに大阪府のほうから聞いているところがございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。個々のことに関して、また改めて場を設けて質問させていただきます。

続きまして、忠岡町の現状確認のために、続いて3点質問させていただきます。

1点目です。増水時に堤防の土のむき出しの部分が激流において浸食されて、崩壊から決壊へと至る事例が、他の災害において凡例として学ぶことができます。大津川堤防におきましても、高位においては土堤防の部分が多く見られます。浸食防止工法などで補強・強化を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、最も越流すると予測される箇所が楯並橋のたもと付近とされていますが、増水時の対策についてどのようにマニュアル化され、かつ、どのような状況まで耐えることができますでしょうか。

3点目です。忠岡町内の瞬間的豪雨による排水対策について、迅速対応について、どのようにされておられますでしょうか。

以上、3点一括にてご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目につきましてでございます。河川の増水により、いわゆるのり面が浸食され、崩壊、決壊するというようなことがないような対策をとということでございますが、本町では、日常の巡視活動の強化や補強・強化について、河川管理者である大阪府に要望しているところでございます。この点につきましては、引き続き要望等を行ってまいりたいというふうに思っております。

2点目につきましては、楯並橋付近の一部では、1時間当たり104ミリという200年に一度の大雨により破堤する可能性があるかと想定されていますが、本町独自で整備することは非常に困難であることから、堤防のかさ上げなどにつきましては、河川管理者である大阪府に要望しているところでございます。また、破堤のおそれがある場合に備え、地域の自主防災組織に避難訓練の実施等についても呼びかけているところでございます。

3点目につきましては、本町では瞬間的な豪雨に対応できるよう、排水対策として1時間当たり48ミリの降雨量を設定し、雨水管の整備を進めているところでございますが、近年の豪雨では、本町の計画を超える降雨量が全国各地で観測されていることから、住民皆様には迅速、的確に情報をお伝えし、避難を呼びかけるということにしているところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1点目及び2点目の大阪府への要望とありましたが、具体的にいつ、どのような内容でされてますでしょうか。また、それに関する資料はどのように存在し、かつ議会に対しての開示はなされていますでしょうか。

3点質問します。2点目です。増水時に越流を防ぐ緊急的な手だてとして、破堤予想箇所における土のうの積み上げ等の対応がありますが、対応につきましては十分にとれる体制となっているのでしょうか。

3点目です。排水につきまして、水路の水門が閉じていることなどが、よく苦情とかでたびたび耳にします。それにつきましては、水路の水門が閉じているということが影響しているということも聞きますが、これは事実でしょうか。

3点、一括にてご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、大阪府への要望につきましては、いろんな場面、また要望活動を通じて、大阪府に忠岡町のいろんな行政の課題について要望しているところでございますが、例えば先月にも大阪府議会ということで、大阪府政への諸課題についての意見交換というものがありました。その際に、本町の大津川の堤防のかさ上げなどについても要望し、また引き続き、あらゆる機会を通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

中身につきましては、行政の文書でございますので、情報公開等をいただければ公表はさせていただきますが、できるだけまた議会のほうに資料提供というような形でお示しできるように、それについては検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、緊急的な手だてといたしましては、職員による対応というのも従前より実施しておりますので、引き続きそういうような対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目でございますが、台風による大雨などが予測される場合は、事前に水利組合にも連絡させていただきまして、堰を開放してもらうなどの排水対策というのをとっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。議会として、府に町としてした要望につきましては把握しておく必要があると私個人としては思っております。また、町の要望の認識や順位づけ、町自体が考える認識や順位づけと、町議会や一議員として各関係諸団体から働きかけていくときの内容の優先順位がまた違っているとか、内容がかけ離れているとかがあったら、町としての本気度を府に一本化して伝えることはできないと思っておりますので、またその辺の情報提供をよろしくお願ひいたします。

続いて質問にまいります。具体的な方策につきまして質問させていただきます。

阪神・淡路大震災の際に、家具倒壊によって60%以上の市民が死傷したという教訓があります。その教訓をもとに、希望する家庭全てに、たんすなど倒れなければ命を守ることができる家具へのL字型金具等の設置を無償で取りつけるなど、そのような支援をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本町では、地震発生時における家具等の転倒による人的被害の軽減を図るため、65歳以上の方のみで構成される世帯や、身体障害者手帳1級・2級を所持する方がいる世帯などに、町が指定する家具転倒防止器具の取り付け支援を実施しております。

現在、この助成枠を拡大することについては、現在のところ考えてはおりませんが、防災情報を広報に掲載する場合には、家具の転倒防止対策についても非常に重要であるというようなことについては周知してまいりたいというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

周知ということも大切だと思いますが、もっともこのような家具の転倒による圧死やけがをしてはいけません。支え手の中心となるべき役場の職員さん、消防、救急、各種災害時に支援を担う関係各者の自宅及び職場の転倒対策は万全でしょうか。

2点目です。もし家具転倒防止を予算づけするとすれば、1軒当たり幾らぐらいが想定されるでしょうか。

2点、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、本町庁舎役場や消防署については、基本的に壁面収納家具を設置しておりますので、転倒のおそれはないものというふうに考えておりますが、支援を行う関係者等の自宅の対策ということにつきましては、そこまでは現状では把握できてないところでございます。

また、現在実施しております転倒防止器具については、1世帯当たり約4,000円の費用を見込んで実施しているというところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。4,000円で、けがしないで人の命が救えるとなれば、最終的に予算づけしたとしても、全然高い金額ではないかなと僕個人としては思いますし、進めていただきたいなと思っております。

それを踏まえまして、最後に町の施策方針について質問をさせていただきます。

忠岡町が本格的に住民の生命と財産を守る公共投資を凶っていくために、副町長に例えば自民党や公明党の与党を経由し、国、防災であれば内閣府や国土交通省がありますから、官僚を招聘し、国全体で今現在1兆円、しかも最近災害がふえていますので、ふえるという予測もされています、を超えています国土強靱化地域計画をトップランナー方式ののっとり増額する働きかけを行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本町におきましては、現町長の就任以来、副町長というものについては設置しておりません。とはいうものの、近年の社会情勢や住民ニーズに対応するためにも、副町長の必要性も高まっているというところではございますが、現在の財政状況ですとか、また将来の本町の職員数、また職員構成等々のあり方などを考慮し、今後も、今のところ現体制で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、国土の強靱化施策につきましては、本町が採用できるといいますか、本町が取り組んでいけるようなものについては検討、協議して、できるだけ推進していけるように考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

財政健全化の建前として、一見正論として聞こえる回答で、いきたい気持ちはわかります。ただ、それは住民の生命や財産が脅かされる危険性よりも、町の財政規律のほうが優先される、大切だという誤ったメッセージを発してしまいかねません。必ず財政的にはマイナスにならないことは、長年公務員をやってきた方であればおわかりだと思います。貝塚市などは、年間約1,000万円、要は招聘して雇うための1,000万円のコストで、億単位のスポーツ施設の整備などを進めました。忠岡町でも今後、東忠岡のこども園や文化会館、そしてこの庁舎の老朽化対策だけを見ても、億単位から数十億単位の支出が

今後に発生することが見込まれます。このような損得勘定を加味しても行っていただけないのか、これにつきましては町長に最後、一言答えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

いいご意見賜りまして、同感のところがありますが、差し当たり私の、また本町のプロジェクト計画に今すぐご質問の体制に向かって実行しかねないと、こういう情勢と私は捉えております。

貝塚の話が出ましたが、他市の取り組みに学び、プロジェクト計画の優先性を練り、しっかりと住民の安全、安心、健康に過ごせるまちを実行していきたいと、こういうように思っております。何せ脆弱なまちですので、しっかりと計画を持って実行したいと思っております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いいたします。この質問の趣旨としては、やはり住民の生命、財産、災害から守ることの優先順位を町の施策として最上位に上げていただきたいということになります。

では、続きまして質問させていただきます。忠岡町の遮断機の閉鎖時間の問題についてでございます。インバウンドを取り込むために、平成41年には南海電鉄が大阪駅よりつながります。南海電鉄が大阪駅からつながることとなります。路線本数が増加するかどうか、その見込みは今のところ確かなところはわかりませんが、以前より申し上げておりますとおり、本数が増加するということは、忠岡町の遮断機による閉鎖時間が必然的にふえるということになります。それを踏まえまして、3点ご質問させていただきます。

1点目は、忠岡町内にある遮断機の閉鎖時間は、それぞれいかほどのものか。

2点目、遮断機が長時間閉鎖することによって伴う住民の苦情は、件数として年間どれぐらいありますでしょうか。

3点目です。今後、路線数の増加が予見される遮断時間増加のシミュレーションはどのようにされていますでしょうか。また、それに伴う予見及び対策はどのようにされていますでしょうか。

以上3点を一括にてご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目につきましては、本町内には5カ所の踏切があり、特に駅前の踏切においては、車両だけでなく人の通行も多いことから、できるだけスムーズな通行が望まれるところではありますが、閉鎖時間はどの程度のものなのかということについては、申しわけございませんが、資料等は持ち合わせておらず、南海電鉄に情報提供を依頼してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、上り列車と下り列車の忠岡駅付近でのすれ違いや特急列車の通過など、タイミングによっては遮断時間が非常に長いときもございますが、この件については、まちへの苦情は特にはお聞きしてないというところがございます。

3点目でございますが、2031年度にはなにわ筋線の開業が発表されており、大阪・梅田などの北大阪中心部と関西国際空港を結び、インバウンドによる観光客の増加が期待されています。

このなにわ筋線開業に伴う列車の運行本数の増加により、遮断時間が長くなることが予想されますが、今後、鉄道事業者に状況の予測などをお伺いするとともに、遮断時間が長くなることのないよう、要望ということについても行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

再質問させていただきます。先ほどの予測等です。1点目は、南海電鉄及びJRも含まれると思いますが、閉鎖時間の情報提供の依頼。そして、3点目のなにわ筋線運行本数増加による遮断時間の状況予測に対する問い合わせは、いつまでにしていただけますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

情報提供の依頼等々につきましては、できるだけ早い時期に電鉄会社のほうに依頼にお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すみません、ありがとうございます。インバウンドを中心とする大阪経済効果の犠牲と言うたらずごいひどい言い方かもしれないですけど、やはり忠岡の住民がそれだけ不便をこうむった反面、大阪の経済効果に寄与するという、こういう現実というものがあります。それがよりひどくなるという状況に対して、その事実があるんだということをまずご理解いただきまして、また、以前聞いたところによりますと、国土交通省の担当課に対しても何らかの対策などなしに、JRや南海が例えば運行本数をふやしたいとなれば、国土交通省に最終的にはしますということで許可の裁可を上げるらしいんです。そういったときに、何の働きかけ、国土交通省からこちらにも多分何らかの連絡が各自治体にあると思うんですけど、何も回答がない、もしくは反問がなければ、普通にそれは国としては判こを押しますんで、安易な本数の増便申請に、要は許可しない。町としてもそうですし、国としてもそうですし、そういった働きかけを与党の議員さんとかを中心に活用していくべきと私個人は思うんですが、いかがでしょうか。これにつきましては町政の方向性なので、町長、お答えください。

議長（前田 長市議員）

時間をちょっととめてもらえますか。

よろしいですか、町長。

町長（和田 吉衛町長）

きょうの夕方に国交省や政府の偉いさんと会いますので、そういった機会に情報を得ていきたいと、こういうふうに思っていますけども、何分本町でやっていくというよりも、よそからの行政のほうが大きいので、その点、本町としては受け身になっていくと思います。そんなところを理解していただいて、また目に見えてきたときに、いろいろと皆さん方と協議し、諮っていかなあかんと思っていますので、ちょっと今の質問で、忠岡町が何をするかということについてのご質問かなと思っていますけど、今のところ持ち合わせも何もありません。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

結構です。では、次の質問に移らせていただきます。

忠岡町公立忠岡保育所の廃棄予定の冷暖房機器の活用について、質問させていただきます。

1点目です。今後も使えるもので、冷暖房に関しましては、今後もまだまだ使えるものやと思っています。他方で活用していくことはできないでしょうか。

2点目です。今、政府が全ての小・中において冷暖房設置の予算づけを行う予定をされておられます。この国の補助対象となる箇所が、現状の設置状況以上に適用されるのであれば進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点を一括にてご回答ください。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

まず1点目のお尋ねでございます。来年4月に認定こども園化へ移行いたします。忠岡保育所の各保育施設に現在設置しております空調設備につきましては、平成22年度から25年度にかけて安心子ども基金等を活用して年次的に整備を行ってきたもので、一番古いものでも設置後10年以内の設備であり、また年次的に機器の清掃についても行っており、引き続き使用可能であると思われまいます。このことから、移設費用は必ず必要ではございますが、空調設備がされていない他の施設へ移設し使用できないか、検討してまいる価値はあるのではないかというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目のお尋ねでございます。冷房設備の整備に伴う国の補助制度につきましては、学校施設環境改善交付金の補助制度がございます。今のところ、制度の拡充や新たな補助制度の創設につきましては国からの通知等はございませんが、現在、本町の小・中学校につきましては、平成29年度末までに学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、教室及び特別教室に冷房設備を設置したところでございます。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。町内のほかの施設に移設することで、それでもまだ余ってくるということがもしあるんだとすれば、例えば他市町村への無償譲渡ですね、周辺のまだされていなかったとか、まだ、ここにもしたいけど国の予算がつかへんから困ってるみたいなどころがあれば呼びかけていただいて、こういった機会の、細かいところやと思うんですけど、周辺自治体との連携を、先ほどのインバウンドの空港会社に対する抗弁もそうですけど、忠岡町だけでなく広域自治体で同じような状況にさらされる場所に関して呼びかけのきずなの取っかかりというか、そういうような視点で広く活用していただきたいと思います。よろしくをお願いします。これについては、もう答弁は結構です、お願いです。

議長（前田 長市議員）

よろしいですか。

7番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（前田 長市議員）

以上で、三宅議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、杉原議員の発言を許します。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

1番、呈祥会の杉原でございます。まずもって、さきの台風災害、ごみ処理のスムーズな撤去作業に際しまして、職員の皆様の孤軍奮闘に対しまして敬意を表したいところでございます。ご苦労さまでございました。そしてまた、この土・日、大変なまた台風が来る予定でございます。また、それに対しましても万全の体制でひとつ防止、またよろしくお願いいいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

さきの臨時議会で、クリーンセンター長期包括事業案が暗礁に乗り上げた今、どのような方向で進んでいくのか。早期に再度泉北環境へのごみ委託、または広域に対しスピード感を持って進むようにかじを向けていくのか、お聞きいたします。

当然、本町のクリーンセンターにつきましては、私どもの考えの1つは、単年度の契約で、工事と運営委託を分離発注してコストダウンを図る。1つのコンサルに全てを任すことじゃなく、この10年間運営管理していただきました業者にはもちろんのこと、工事部

分での競争入札をする。運転管理ももちろん競争入札をする形をとって、ガラス張りに明確にする。または、近隣市町の運営方法を学びながら、最善の方法で安価で最低限の長寿命化をし、同時に泉北環境への委託、または広域へとスムーズに移行していく、これが今、忠岡町にとって進むべき道ではないかと思うところでございます。

10年前には、11年目はなし、広域だと言ってきました。ついこの間まで職員の皆様方は、頑張っただ勉強会をするところまでたどり着いて、いとも簡単に逆戻りする。私たちは中身はわかりませんが、どのレベルで話が進み、また3市のレベルですね。本町を加えた3市1町の首長さんが入って進んできたものではないですかというところなんです。3市の首長さんも入って、どのようにこの問題をクリアしてくれたのかというところなんです。

ごみ処理全体の、忠岡町のごみは単に泉北環境におかれると5%のごみにしかありません。それをもっとスムーズに速やかに行かないか。現に今、本町のし尿処理の場合はスムーズに行ったというところなんです。そのような方式と方法は一緒だと思うんですけども、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

それと、3月の町長の施政方針でも述べられておりますし、どこでどのように方向、風向きが変わったのかわかりません。頑張っただ3年ぐらいで泉北環境さんへ行くようなことを、いましばらく本町のクリーンセンターを稼働させながら、議会のみんなと考えながら、短い間でやっていく方法を考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

また、泉北環境との勉強会の中身に対しましても、もっと明朗に我々に開示していただくとともに、目標に向かって難関を乗り越えていきたいと。高いハードルでありますけれども、腹一つ決めれば簡単なことだと思います。3市1町、足並みが合わないのかわかりませんが、何かグレーなところが見え隠れしているかというところもあるんですけど、ひとつその辺をお聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず、今後の方針についてでございますが、平成30年度もあと半年ぐらいになってきておまして、その間に次年度の部分につきまして入札等を考えていく部分に時間的余裕はございませんので、来年度につきましては既存の業者と随意契約を前提に話を進めてまいりたいと考えてございます。

あとの泉北環境との協議につきましては、早急に泉北環境との話を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

私が言うてるその工事部分ですね、その工事部分と、その運転管理の部分で、分離という形ですね、そういう考えはないのかということなんです。その辺をちょっとひとつお願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

何分その部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、1年かけて検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

まあまあ、その1年の部分は、随意契約でないとだめだということで、でも、これから泉北環境のほうとも話を詰める中で、当然1年では無理だという中で進んでいるわけですが、そのときの内容として、今後考える中に、そういう考えも1つはあるのかなというところをお聞きいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

当然いろいろな方策が出てくると考えてございますので、その中の1つであるというふうに考えてございます。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

それを今、私としても前向きな考えやということでお受けしときます。

それと、その泉北環境のほうのスムーズな、もう 1 回再度話し合い、また勉強会を持つというのは、時期的にはどういう時期になるのか、その辺をひとつお願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

泉北環境との折衝につきましては、さきの議会で長期包括の部分が予算の否決をされた時点以後ですね、泉北環境のほうにも行かさせていただきまして、事情のご説明等もさせていただいております。その中で、今後進めていくような話をさせていただいてるところでございまして、具体的にこういうふうな形でというふうなところまでは、今至ってないところがございます。よろしくをお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。質問が 3 回になっておりますので、最後で。

1 番（杉原 健士議員）

わかりました。もう答弁はよろしいです。

先ほど質問の中で言ってますように、タイムスケジュール等々で言いますと、し尿の場合は、議会で諮られたりとかいう中で、かなりのスピードでスムーズに委託等々うまいこといったと思うんですよね。中身は、それはごみとし尿とで違うといえればそれまでなんですけれども、普通、素人考えというんですか、感覚的には同じ環境局の中で同じようなルールの中でやっている以上、その辺も踏まえながら、我々第三者的な考えかもわかりませんが、あれはスムーズにいったときには、「あっ、すごいスピードでこのままごみのほうも泉北環境のほうに進んでいくものや」という、心の中では安堵の気持ちもあり、ああ、これやったらスムーズに 10 年が済めば泉北さんのほうに移行していくものだというふうに考えていましたので、そのときのし尿の部分と、その辺を考えながら、住民の皆さんもそれはスムーズにいくものやと思ってたと思うんですが、その辺を踏まえながら今後スムーズなかじ取りを、また 3 市の皆様にも当然頭を下げらなあかん部分もあるんですけど、言うてもたかだか 5% のごみというのが私の発想の中でありまして、その辺も踏まえながら泉北さんのほうとスムーズにやっていっていただきたいと思います。

2 点目の予定価格及び最低制限価格の事前公表についてですけれども、以前にも同じ質問はさせていただきました。府の指導、また国からの通知もあったとのことの当然でございました。しかし、本当のところ、府下の市町村の今の現状はどうなっているのかと。少なくとも近隣市町ではどのような形になっているのかと。さきの質問のクリーンセンター

のように、単年度でも多額な予算が必要なときこそ、このタイミングで最低制限価格の事前公表を導入すべきではないかと思うわけですが、いかがですかというところでございます。

それと、指名業者の選定方法につきましても、ブラックボックスのような形に見えますので、少し透明性のある委員会になるようにルール変更するべきではないかというところを2点お聞きしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

入札制度における最低制限価格の事前公表につきましては、従前よりご質問等いただいでるところでございます。現在、府内といいますか、特に泉州地域の状況におきましては、堺市を除く本町だけが事前公表ではなく事後公表を行っているということは把握していますが、以前にもお答えさせていただいてるところでございますが、国からの通達もあり、また本町が事後公表していることにつきまして、大阪府にも出向きましてご意見を伺ったところでございますが、その際にも、入札契約制度の適正化を図るなどの観点からも、今から逆行するようなことは勧めないと。またあわせて、国土交通省所管の会計実施検査の結果からも、事前公表をしている団体に対しましては、事前公表の適否についても十分検討した上で、事後公表を行うようにという指摘もあったというふうなことを聞いておりますので、引き続き現在の事後公表で実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の指名業者選定委員会の透明性の確保というふうな点でございますが、指名業者選定委員会で選定された業者の選定理由や選定基準を初め決定事項等につきましては、現在、忠岡町建設工事等指名業者選定委員会規定における守秘義務というように非公開となっております。選定業者につきましては、建設工事等請負業者指名基準において、設計金額が1億円未満の場合は町内業者、1億円以上の場合は町内業者及び町外業者などという規定をオープンにもしておりますので、金額により入札参加者数についても定めているというふうなことから、一定透明性が図られているというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

今、公室長のほうからお答えいただきましたけれども、堺から以南で、堺を除く中で本町だけが制度を設けていないということでございますけれども、それが、国のその方法何がしという中で、やはり大きな額の中で、そのときのところで、国のルールと我々の考えているところで矛盾が起きるとか、何か障害が起きるといようなことは、僕は考えられないと思うわけですね。

その中で、やっぱり時には最低制限価格を設けても、高どまりとかいようなことも他市では聞いております。その中で、それをすることによって、何と言うのかな、これは野暮ったいことですが、何かルールのこのままじゃ大体出来レースだとか、そういうふうなことも小耳に挟むところもあるので、やはりここは逆に今、最低制限価格を設けることによって、業者そのもの自体が、水を得た魚のように忠岡町本庁にたくさん入札に来てくれるとか、今その現時点である程度固まっているような業者選定とか、またある程度複数、多数、その業者選定をする中で、いろんな工事に対しましても、一定の業者しか入札しないとかないようなことはございませんか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

業者の選定につきましては、先ほど答弁させてもらったとおり、そういった指名基準に基づきまして、1億円未満であれば町内業者、1億円以上であれば町内業者及び町外業者というような形で現在運用しておりますので、そういった中でそれほど、ご承知のとおり町内では大きな工事、あるいは工事自体が多くあるわけでもございませんので、そういった状況の中からはいきますと、適正に運用されているというふうに考えておるところでございます。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

例えば、入札の中で、選定、また指名業者の中で、2回目の入札で入札辞退とか、僕はそういう辞退という自体がおかしいんじゃないかと。それを例えば最低制限価格を放り込んでいたら、そういう辞退といようなことも起こらないと思うわけなんです。だから、その辞退という、後で聞いたら、「いや、2社は辞退しましたよ」とかいような、これはどうも腑に落ちんわけですね。要するに、仕事が欲しいときに、何でわざわざ入札の2

回目で辞退とかいうようなことが起こるんかというところですね。その点、言うように最低制限価格を設けていたら、速やかに、「あっ、うちはあかんかったんやな」というようなこともね、これは鮮明になるのかなと思うわけなんですけれども、それを考えたら、やっぱりぜひともその辺を考えて、一度はそういうふうに試みてほしいという考えがあるので、ひとつよろしくお願ひしたいんですけれども、最後一言だけ答弁いただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

最低制限価格を公表しておけば、必ず辞退がないかとか、あるいはそういったことにつながるかということについては、どうかなというようにところも考えるところではございますが、入札制度につきましては、日々、社会情勢とかいろんなことも変わってまいりますので、日々、問題がないか等々については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願ひしたいと思います。

1 番（杉原 健士議員）

ありがとうございます。

議長（前田 長市議員）

以上で、杉原議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、前田議員の発言を許します。

2 番（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

2 番（前田 弘議員）

呈祥会の前田です。一般質問をさせていただきます。職員の皆さんは、少ない人数の中で兼務しながら、よく頑張っているというように思っています。これからも、1万7,000余名の住民が、住んでよかった忠岡町、これからも住み続けたい忠岡町を目指して頑張りたいなというように思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

私も、東忠岡保育園へ子どもの送り迎えを時々するんですが、他の保育園児のお母さ

ん、お父さんも、また孫さんも車で送迎しておりますが、駐車場が狭くて、駐車場で混雑いたしております。車を降りてから、よちよち歩きの子どもの手をつないで、子どもたちを教室まで送るんですが、駐車場で車と人が入り乱れて、大変危険な状況がよく見受けられます。親御さんが仕事の時間が迫っているときなどは慌てることもあろうかというように思います。また、駐車場が混雑しているときや、また雨の降っているときは、駐車場に入れないで、道路に車をとめて、子どもを送り迎えする保護者もいてるわけですね。このような状況の中で事故となれば、取り返しのつかないことになるというように思っています。

そこで、今ある駐車場の隣接に、下が何も植えてないところがあるんですが、遊休地。この遊休地を駐車場にできないか。事故を起こしてからでは遅いので、一度検討していただきたいというように思うんですが、いかがですか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの東忠岡保育所の駐車場の関連の事象でございますが、この東忠岡保育所につきましては、本町立就学前施設、いわゆる幼稚園、保育所4施設の中で、唯一駐車場を確保している施設でございます。10台分を確保しているところでございます。保護者の皆様宛てには、車での送迎につきましては極力お控えいただくように周知はしているところではございますが、どうしてもお仕事の関係や、お話がありましたように雨降りなどの場合は、車での送迎もふえ、駐車場の混雑につながっているところであると考えております。

しかしながら、今後、東忠岡小学校区におきましても、こども園化、こども園に向けて整備を進めてまいりたいというふうに考えております。その際には、できるだけ駐車場を確保するなど送迎時の安全面等につきましても十分考慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

2番（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

2番（前田 弘議員）

事故を起こしてからでは取り返しのつかないということになりますので、事故を起こさないように早く早急に善処方お願いしたいなというように思います。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の振り込め詐欺の防止について質問をさせていただきます。私も、はがきでの振り込め詐欺の経験をしたので、防止のために質問をさせていただきます。

振り込め詐欺の詐欺師は、電話やはがき、メール等で、あの手この手と新手を考えて、何も知らない人たちをだまし、うろたえている人たちもたくさんいるというように思います。私どもにも振り込め詐欺のはがきが来まして、泉大津警察へ相談すれば簡単な話でしたが、何も知らない住民の皆さんが、民事訴訟、裁判所執行官、給料差し押さえ、執行証書等々それらしい文書をはがき、メールで送ってくれば、振り込んでしまうのではないかというように思うわけなんですね。はがきやメール等で振り込め詐欺の催告が来れば、役所に相談窓口を開設すればいいのではないかなというように思っています。

そこで、振り込め詐欺に遭わないために、本町のごみ収集車に、詐欺師にだまされないように、この文言は理事者側で考えていただいていたいいんですが、音声にて注意喚起を実施したらどうかというように思うのですが、音声を流すことで収集車が来たのもわかり、ごみの出し忘れ防止になるのではないかなというように思います。生ごみなどにはおいもするし、鳥もカラスもつつきに来るしというようなことで、そのときだけでも、1週間に2回ぐらいだけでも、そのようなことにすればいいのではないかなというように思います。

また、この通告書にも書いておりますが、埼玉県北本市でそのようなことを実施しているようですが、本町も警察また事業者等と相談して、検討してはいかがかというように思うんですが、どのようなもんですか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ごみの収集車についてでございますが、今、ご存じのように忠岡町では委託業者にごみの収集を委託してございます。パッカー車についても役場で購入してという形ではなく、業者さんが購入されて運営をしているというような形をとってございます。そのごみの収集車に音声にての注意喚起ということになりますと、そのパッカー車の改造申請、車検のほうに記載していただくような申請、またそういう設備をつけなければなりませんので、その辺の負担がかかってくるという部分と、先生ご指摘の北本市の取り組みについても、今年度から取り組みをされているようでございます。その辺の検証もまだできていないような状況であると聞いてございますので、今後その部分につきましても調査研究してまいりたいと考えてございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

2番（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

2番（前田 弘議員）

皆さんがだまされて振り込んでしまうと。私ところの家内も、実際に来たわけなんですけども、これは何も知らないような人であったら振り込んでしまうと。このようなことは、裁判所云々と来たら、もう手も足も出ないで振り込んでしまうのではないかなというように思いますんで、その辺のところもひとつまた検討していただきたい。役場の窓口でも受け付けしてやるでと、相談に乗ってあげるよというような、月に1遍出している広報にでも書いていただけたらいいかなというように思いますんで、その辺のところよろしくお願ひしたいというように思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ごみの収集のこの啓発については、私のほうからお答えさせていただいたとおり、検討はさせていただきます。また、私の所管ではございませんが、忠岡町でも消費相談という相談窓口を設けてございます。月に何ぼかというのはちょっとあれなんですけど、やってございますので、そちらのほうでもご相談窓口として、専門のそういう方に来ていただいて、そういう場を設けてございますので、そういうふうな形の方をご利用いただけたらありがたいかなと考えてございます。

2番（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

2番（前田 弘議員）

わかりました。よろしくお願ひしたいというように思います。

それでは、大津川河川敷公園の件で質問をさせていただきます。

忠岡町は、大津川河川敷を大阪府より借り受けております。大津川河川敷公園の年間管理費と、毎年のように降る豪雨で河川敷に水が上がって、その修理費。流木、ごみが河川敷の植木、ベンチ、子ども遊具等に引っかかって、忠岡町が逼迫している公費を使って後始末をしているという状況が続いております。

近年の雨は、昔のようにロマンチックな雨でなく、恐怖を感じるようなゲリラ的豪雨で、台風は異常発生するわ、逆走するわ、西日本は水浸しになるわ、日本だけでなく地球規模で温暖化で世界中が異常気象で、日本列島もこれからが異常気象の始まりかもしれま

せんなど私は思っています。昨今の風雨は狂暴化していると。今までと違うような、今までと同じような考えではいけないのではないかというように私は思っております。

流れ来る大木が植木に引っかかって、重なり合って、それが原因で堤防に突き刺さって、穴があいて水が浸透、浸食して、万が一にも岡山県真備町の川の決壊や、鬼怒川堤防決壊のようなことがあったときに、原因責任は整備の悪い忠岡町にあると。大阪府、復興庁は関知しないとなったとき、本町としてはどうにもならないような状況に追い込まれ、本町と隣接する岸和田市にも甚大な影響を及ぼすのではないかと。忠岡町だけの問題ではないというように危惧します。

天災は、人の考えでは思いもつかないような想定外のことが起こりまして、何が起こるかわかりません。雨風を軽く見てはいけないというふうに思っています。ことしの7月5日、6日、7日の3日間で、西日本2府13県が豪雨で被害を受けました。梅雨前線がもう少し南下していたら、近畿南部、中部の豪雨で、本町も近隣も大津川決壊で甚大な被害がなかったとは言い切れないというように思っています。

この異常気象の始まりのようなときに、川の中に工作物をつくって放置するのは違うのではないかとというように私は思っています。毎年大きな公費の出費、多大な損失になって、国も財源不足、また交付税も減額の方角の中で、地方も財源不足で、身軽な自治体組織に形成するべきではないかなというように思っています。岡山県真備町、茨城県の鬼怒川の堤防決壊、この大水害の教訓を受けて、この河川敷公園を管理者に返還して、管理保全を大阪府に託したらどうやというように私は思っています。

本町の公園用地の確保と、住民が利用しているのはわかりますが、それは後で考えるとして、災害と利用とのてんびんにかけて、この辺の返還はどうですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の大津川河川敷公園につきましては、大津川と牛滝川の高水敷、延長約4.2キロメートル、面積約5.8ヘクタールを土地緑地としまして都市計画決定をし、管理者である大阪府より本町が占用許可を受け、公園として整備を行い、平成10年に主要な部分が完成し、住民の皆様にご利用いただいているところでございます。

開設するまでは、河川公園のある高水敷が浸水する増水はあまりなかったと聞いておりますが、近年では毎年のように浸水をし、園路やグラウンドに被害が出ている状況でございます。

要因としましては、近年、短時間に大量に降る雨がふえたことや、上流部の都市化に伴い、雨水を一時的に貯留できる水田の面積が減少してきたことで、短時間に雨水が川に流

れ出るようになったことが要因になっているものと考えております。

議員ご指摘の毎年のように増水被害が出ている状況ではございますが、増水後は、本町職員と管理委託会社が協力をし、流木等の除去と公園の片づけを実施しておりまして、最小限の費用で復旧すべく努力をいたしておるところでございます。

大津川河川敷公園は、本町にとって貴重な水辺空間でありまして、ウォーキングや球技等で大変多くの方々に利用されておりますので、現在のところ大阪府への返還につきましては考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

2番（前田 弘議員）

皆さんの利用してるのはよくわかるんですけども、真備町のような、大きな鬼怒川のような決壊してですね、これ、なってみな実際わからんというように思います。また、ここで、そういうような堤防が決壊するような大きな浸水になっているのは、まだここら辺にないわけですし、それは今までのところ忠岡町の人が使っているのに、今までどおり使わせてやりたいなというのは、それはわかるんですけども、このような大きな災害が起こらない前に、いろいろなことを考えて、担当の部長さんだけでなく、各部長も公室長もいるわけですから、町長といろいろ相談しながら今後の対策を進めていただきたいというようにお願いいたします。

私の質問は終わります。

議長（前田 長市議員）

以上で、前田議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

和田議員の発言を許します。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

先ほど、前田議員のほうから大津川のこと質問されました。私も、ダブって大津川のこと聞くんですけども、方向性が違うということでお聞きしていただきたいと思いません。

本件につきましては、4年ほど前にも管理委託の仕様書の内容についてお聞きしたことがございます。今回、再度お尋ねしたいと思います。言うまでもなく、当公園は子どもから高齢者まで幅広く利用されています。グラウンドゴルフや少年野球、個人的にはジョギング、ウォーキング、またベンチに腰かけての休息を楽しむことができます。また、横には川の流れがあります。緑だけでなく魚や鳥なども見られ、自然に触れることのできる貴重な施設でございます。立地条件も、海、山の方向に細長い本町の地形から、どの地域からでも比較的近くにあるという利点もございます。

このように団体、個人隔てなく利用しやすい重要な住民福祉、教育施設です。管理も委託され、一見何ら問題はないようですけれども、利用者の目線、特に高齢者の目線で見ると、やはりというか依然問題はありました。

そこで、管理委託をするについての、この仕様書の内容を確認したいと思います。担当部長にお聞きします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

大津川河川敷公園の管理委託の目的につきましては、住民の休息、散歩、運動等、総合的な利用に供するために、清掃、点検、除草、及び剪定等を実施し、良好な状況に保ち、快適に利用できるようにすることを目的としております。

ご質問の大津川河川敷公園管理委託の仕様の内容につきましては、まず河川公園の巡回がございますが、その内容につきましては、2日に1回、公園内の状況確認。動物の放し飼いやバイクの乗り入れなど、危険行為等に対する注意、指導。公園内のごみ拾い。トイレの清掃等を行うことになっております。

次に、清掃でございますが、週に1回、ごみかご内のごみの処理を行うこととしております。除草及び樹木の剪定につきましては、公園内の除草及び低木の剪定は基本的に年3回、町道大津川左岸線脇ののり面につきましては、鳳土木事務所と管理する場所の調整をしております、本町が担当する部分につきましては図面上で明記しております。年2回から3回実施することとしております。

そのほかに緊急時の対応といたしまして、大雨等の気象状況等により、現地作業が必要となった場合は、本町職員と協議の上、対応するものとしてございます。

以上が仕様の内容でございます。よろしくお願いたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

私、同じ件なんですけども、ちょっと細かく切っていきますので、3回超えるとぐあい悪いんですけども、ちょっと了解をお願いしたいと思います。

今お聞きしました河川公園内の巡回部分で、公園内の状況確認の部分ですが、それには運動広場やふれあい広場などのグラウンドコンディションや休息用のベンチの状態など、そういった確認も仕様に入っているのでしょうか、お聞きします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問のベンチや遊具等の点検につきましては、現在、仕様書には入ってございません。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

できれば、グラウンドや広場の凹凸、そういった補修や、ベンチの修理も仕様に入れてほしいところですが、予算の関係もあるでしょうし、今すぐとは申しません。ぜひこのこともお考えいただきたいと思います。

また、今の答弁から、できるだけ早く委託業者と連絡を密にして、迅速な対応をお願いしたい。例えば、日誌に問題点を書いてもらうとか、あるいは口頭でその問題点を連絡してもらうとか、いろいろな方法があると思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

仕様書を変えらなるとなると、委託料も上がることとなりますので、次回の課題とさせていただきます。それまでのベンチや遊具等の破損の対応につきましては、委託業者からの連絡によりまして職員で状況を確認し、危険を伴うものにつきましては、その都度補修を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

9 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

こういった危険箇所等、あるいはベンチのくぎの出ている部分、そういった部分だけがをしてからでは遅いんで、その対応をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、公園内の巡回は2日に一度ということですが、動物のリードを外すことや危険行為に対する注意指導、これは1日のうち巡回する時間帯はどうなっているでしょうか、お聞きします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の河川公園内の巡回につきましては、車を河川公園内に乗り入れ、巡回を行っております。時間帯につきましては、車での巡回ということもございますので、ウォーキング等をしている住民さんが少ない時間帯の午前8時ごろに実施をしていただいております。

9 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

巡回については午前8時ごろに限定してやっているということでございます。ただ、こういった危険行為は、1日のうちどの時期に、あるいはどんな時間にやっているか、わかりません。したがって、この危険行為に対する注意ですね、これは巡回する時間、最低でも午前にするとか、あるときは午後にするとか、そういった面で改善していただきたい。回数をふやすということは、また予算のことを言われますので、できたらそういった時間のずれをつくって、巡回をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（前田 長市議員）

質問が3回以上になっておりますので、答弁をもってよろしく申し上げます。藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

先ほども答弁させていただきましたように、仕様内容の変更につきましては、今後の課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

次に、引き続き、川の水面におりる階段部分があるんですが、その部分の土砂の撤去についてお聞きしたいと思います。

大雨が降るたびに、この部分ですね、土砂が堆積して、3年ほど前から浚渫はやっていただいております。これは関係各位のご努力や、そういったことに敬意を表したいと思います。ことしも、この雨季が済んだらする予定と聞いておりますけれども、浚渫時には水面まできれいに撤去されているんですが、もう3年もしますと、その階段の部分の大部分が土砂で埋まってしまっていると。この部分の土砂の撤去はどのようになっているのか、お答え願います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の川面におりる階段部分の土砂の撤去についてでございますが、この部分につきましては、本町の管理ではなく大阪府の管理となりますので、議員ご指摘の旨、大阪府へ要望してまいりたいと、このように考えております。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

この部分は府の管轄であるということでございますけれども、いわゆる高水敷でなくて、川の流れの中ということで、それについては府の管轄だというお答えでございます。しかしながら、大阪府としては、牛滝川の上流の災害復旧、あるいは山に近い場所の緊急を要する箇所が安全対策が優先されます。本公園周辺の復旧は、幾ら大阪府、ここで言う

と鳳土木ですね、そちらにお願いしても無駄であると考えられます。

また、この階段部分はどう見ても河川敷公園、私ども本町が管理している河川敷公園の施設の一部に見えます。このことから、子どもたちが気持ちよく水に触れることができる、あるいは川遊びができるよう善処してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

申しわけございませんが、この部分の土砂の撤去につきましては、やはり大阪府の管理となってきますので、鳳土木へ要望をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

立場上、非常にかたいご答弁でございます。私の言っている部分は非常に狭い面積ですので、これ、何とか方法を考えて撤去していただくようお願いしたいと思ひます。

次に、町道の管理について、お聞きします。

町道の劣化が進捗している箇所の整備計画はどうなっているかということでございます。地球温暖化による現在の夏の暑さは、異常気象という言葉では済まされない時代になっていると考えているところでございます。言うまでもなく、一番難題となっているのは、毎年のように全国各地で大雨による災害があります。大きく言いますと、人類の共通認識としては核の脅威があります。しかしながら、この地球温暖化についても、一刻も早く解決しなければならない喫緊の課題であると考えているところです。

そのような中で、目線を忠岡町内に向けて見渡すと、町道の劣化も目に見えております。温暖化が進めば進むほど大雨が降るのは簡単に理解できますが、道路の劣化も早くなっているように思われます。もちろん民家の屋根なども、当然劣化が早まることは言うまでもありません。

忠岡町の場合、主要な道路以外は路地裏的な町道が多く、その舗装はほとんどアスファルト舗装です。当然アスファルト舗装は高熱に弱く、工事により生じる段差なども否定できませんが、昨今の町道の劣化は著しいと考えているところです。特に猛暑の中、車椅子での移動、高齢者の方のつえをついての移動、手押し車をついての移動は困難をきわめております。

そこでお聞きします。町道の劣化が進捗しているところの整備計画についてはどのようにお考えか、あるいは町道の整備計画があるのか、お聞きいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の町道の管理についてでございますが、道路、橋梁などの社会インフラにつきましては、1960年代の高度経済成長期に一斉に整備が進められ、施設の老朽化が進行しておる状況でございます。

平成26年度には、本町の主要幹線道路であります町道中央線や新浜1号線等の舗装調査を実施いたしました。部分的なふぐあいは見られるものの、国費を受けられるほどの状態ではなく、その後は部分的な修理を実施してまいりました。主要幹線道路以外の道路につきましても、議員仰せのとおり、舗装の老朽化が進行しており、下水道事業やガス事業で舗装が更新された後、一定期間が経過をしており、ひび割れ等のふぐあいも多く見られるようになってまいりました。

一昨年より特に老朽化が進行している部分につきましては、事前に調査をし、予算措置された部分の舗装更新工事を、少しずつではございますが実施している状況でございます。

今後も、財政状況を勘案の上、更新が必要な道路につきましては、舗装工事を適宜実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

町道を美しく、あるいは町民の方々が安全に道路を移動できるという観点、特に高齢者など人に優しいまちづくりという観点から看過できない問題で、大変大事なことだと考えますので、今後、財政当局とも相談しながら計画的な整備が図れるよう、よろしくお願いいたします。

これについては、ちょっと一言で結構です。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

また財政課とも相談させていただきまして、実施してまいりたいと考えております。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、避難訓練に関して、避難方法のマニュアルの徹底についてお聞きいたします。

本町でも大規模災害を想定しての避難訓練は各地区で実施されています。しかしながら、実際に災害に遭遇したとき、その状況に応じて正しい判断のもとに適切な避難行動をとれるかという、正直なところ私も自信がございません。また、今月の台風21号のように甘く見ていることが多く、私のところは大丈夫だろうなんて考える人が多いと思ひます。

ましてや、南海トラフのような大きな地震が来たら、パニックになることに加えて、ただでさえ町道が狭い中で、当然家や塀、電柱などの倒壊、火災、車の放置などが予想され、水平避難が困難な状況が想定されます。

また、昨今の気象状況のもとでは、本町でも大津川の氾濫は想定される被害だと考えております。これは先ほど三宅議員がそのシミュレーションはできているかというような大きな質問をされております。私もこの氾濫というのは想定されるものと考えております。

川の氾濫は、浸水の速度が非常に速いと聞いております。したがいまして、初期判断が非常に重要でございます。地理的に見て、本町では土石流などの家を根こそぎ持っていく、根こそぎ破壊する、そういった確率は低いということも考えられます。そんな中で、垂直避難の有効性を今以上に強く住民に周知されることをお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

大規模災害発生時に向けた避難訓練は、本当に生命を守るための非常に重要な手段であるというふうに考えております。本町は、小さいながらも地域特性があり、沿岸部に隣接する地域、河川が近い地域など災害の種別によって有効な避難方法が異なることから、各地区の自主防災組織に対して、津波や洪水などそれぞれの避難訓練の実施を呼びかけているところであり、本年5月にも北区において津波避難訓練を実施されたところでございま

す。

今後も、全ての地域において引き続き被害の軽減につながる避難訓練の実施を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、昨今、大雨等により避難所までの移動が困難な場合や、夜間など避難によりかえって危険が生じる場合には、建物のより高いところや、家の2階へ移動する、いわゆるご質問にもありました垂直避難というようなことについても有効な手段の1つと考えておりますので、この点についても引き続き周知等々を図ってまいりたいと考えております。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

近いところでは、西日本の豪雨がありました。後日の記事では、岡山県真備町地区の浸水で亡くなった人のほぼ9割が自宅で見つかりました。65歳以上の高齢者に集中しています。また、遺体の発見場所は、ほとんどが寝室や居間、台所など1階で水にのみ込まれたと見られる。上階に逃げる垂直避難ができなかった災害弱者が犠牲になった可能性が高いと報道されています。

当町では、既にこのようなことのないようにネットワークができていると聞いておりますが、いざというとき、近所で避難の介助ができるようなこと、時には人、そういったことはお願いしておいて、各地区で避難訓練をされている。そのときには、そういった助けに行かなければならない、あるいは介助に行かねばならない、そういった行動も訓練の中に取り入れていただきたいと思っております。そのことについてはどうでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

そのあたりにつきましても、もちろん避難訓練、いろんな訓練がございますので、できるだけ住民の皆さんでいろんなことを体験していただいて、適宜考えて実施していただけるような、そういった避難訓練、いわゆるマニュアルにないような体験型の訓練というようなことについても、一緒に考えて、またお願いして実施してまいりたいと考えております。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

正しい避難をすれば助かった命、それを、もったいないことをしたなあということがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、平成31年4月に移転が決まっている現忠岡幼稚園園舎及び園庭の活用についてお聞きいたします。

平成28年に作成された本町の公共施設等管理計画では、忠岡町幼保一体化推進基本計画に基づき、認定こども園として再整備を図るとなっています。これについて質問をさせていただきます。

本町の教育施設を初めほとんどの施設は、昭和50年代前半に建築され、約40年余り経過したものが多くを占めております。本幼稚園も例外ではございません。過去のある時期には、スクラップアンドビルドという言葉が当たり前のように使われた時代がありました。今思えば、人のおごりを感じさせるとんでもない発想であったと強く感じております。その後、バブル経済が破綻し、もったいないという考え方が見直され、現在に至っていると考えております。昨今では、国でも平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定され、それを受けての本町の公共施設等管理計画です。

そこでお聞きいたします。忠岡幼稚園も築後40年ほどの鉄筋コンクリートづくりの建物です。当然ながら今の耐震基準をクリアしておりません。しかしながら、まだまだしっかりとした建物でございます。時期を見て耐震工事を実施するなど再利用を考えていただきたいと思ひます。

ただ、当園は中廊下式で建築されております。ですから、廊下の真ん中に階段がある。また、その場合、仮に廊下を片方に移設するとなると、多額の経費がかかることを考慮する。そうしますと、広い部屋をつくりにくいという難点がございます。このことも踏まえ、今後の利用方法などをお聞きします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員ただいまお尋ねの現忠岡幼稚園、移転後のその活用に関してでございますが、現時点におきましては、具体的にその内容については決定はいたしておりません。しかしながら、引き続き教育委員会の所管の施設といたしまして、学校教育の推進、また子ども・子育て支援の充実等を目的に、教育委員会内部での課題、また既存施設やこども園など現在整備中であつたり、整備を検討している施設との機能面でのすみ分け等についても、精

査、検討してまいりたいと考えております。

また、今後検討を進める中におきまして、財政状況など町全体の施策との整合性も含めて考えていかなければならないところがありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

また、ご指摘のとおり、施設のハード面そのもの、躯体そのものに関しましては、まだまだ使用可能というふうに考えております。適切な手を入れる必要はあるかと思いますが、大切に大切に今後、将来の子どもたちのために使えるようなものを今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

今ご答弁いただきました。教育委員会所管の施設として、今後の課題、あるいは機能面での整備すべき面も含め検討するということをございます。これは非常に結構な考え方だと考えております。忠岡町の教育力の充実や、家庭の教育力のアップにつながるよう進めていってほしいと願っています。

財政面等から来年4月からの活用は考えられないということをございますけれども、既に幼保一体化を決定した段階で、あくのは明確になっております。その時点で後の利用方法も同時に考える事案であると考えますので、何年も放置することのないよう、町長部局とも連携を密にして、今後の方向性をできるだけ早期にご提示願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

私どもも、残された大切な公共施設、学校教育施設というふうに認識しておりますので、今議員ご指摘いただいたような方向で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

くれぐれもよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（前田 長市議員）

以上で、和田議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、北村議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村です。一般質問をさせていただきますが、入る前に、9月4日に台風21号により被害を受けられました住民の皆様に対しまして、改めてお見舞いを申し上げます。また、職員の皆さんにおかれましては、休日を返上し、被害の対応に当たられましたことに対して敬意を表したいと思っております。

一日も早い復旧を願うところではありますが、週末には台風24号が日本列島を縦断かと報道されておりますが、さらなる被害が出ないよう願うところでもあります。そして、今回の21号の台風の被害に対しまして、防災、減災に対して課題も見え、また教訓にもなり、今後また機会のあるごとに議論を重ねていきたいと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、災害時の安全対策についてであります。

大阪北部を震源とする地震発生から2カ月が過ぎ、近年、南海トラフ巨大地震や首都直下地震がいつ起きてもおかしくない状況にあることから、大規模災害を想定した一層の事前防災や災害時対応への備えを加速する必要がある。大阪北部地震により、小学校のブロック塀が倒壊し下敷きになった女児の死亡事故を受け、本町でも通学路及び避難路に面した安全性に問題のある民間のブロック塀の一斉調査を行ったところであります。その結果、何らかの損傷、危険性があるブロック塀等が500以上あると報告を伺っております。

このような状況から、自治体では早くから泉大津市さん、最近では各自治体がブロック塀の撤去、改修費を補助することをしてしています。自治体によって差があるのも現状ではありますが、本町におかれまして、住民の安全・安心を確保するために、民間所有のブロック塀等の改善に補助すべきではないかと考えますが、ご答弁を願います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本件につきましては、ことしの6月の大阪北部地震により、通学中の女子児童がブロック塀の下敷きになり亡くなられたということから、全国的に安全対策が求められているというところがございます。議員の仰せのとおり、府内の自治体においてもブロック塀の撤去や改修、フェンスの設置などについて助成制度を創設されたところがあるというふうには聞いております。

本町の状況につきましては、通学路及び避難路に面した民間のブロック塀等について一斉調査を行った結果、耐震性の詳細は別といたしまして、約500カ所ぐらいあるというふうに我々も把握はしております。

本町におきましても、住民の安全・安心を確保するための対策を協議しておりますが、全国的に必要な事業であるため、現在、国や大阪府に対しまして助成制度をできるだけ早期に創設されるよう要望しているところがございます。

また、9月の議会でも補正予算をさせていただいたところがございますが、通学時の安全の確保というようなことから、まずは学校施設など公共施設におけるブロック塀の撤去や補修を優先的に行ってまいるというところがございます。

繰り返しになりますが、今後、国や府の動向を注視しながら、こういった補助制度についても対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

さきの21号の台風の影響で、風と地震とはまた与える影響が違うのかなと思いますけども、私の住む地域におきましてはブロック塀が倒壊したというお家もありますので、もちろんそれは通学路にもなっております。たまたま今現在、通学路にグリーンベルトを引かれている反対側のお家でしたけども、そういったところもありますので、何から何まで行政が補助していくという考えもいかなものかと思いますが、やはり通学路ということもありますので、行政の責任でそういったところに補助をしていくということもご検討願っていただけるものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、民間に、個人のお宅ですよね、なかなか指導しにくいのかなと思いますけど、その辺は今後どのような対応をされるのか、お考えであればお聞かせ願いたいと思いますけど。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

なかなか、先ほど500カ所程度あるということをお断りいただきましたが、それについても民間のブロック塀でございますので、実際家の中へ入って詳細な検査等をするのも難しいということもございまして、今後、民間の住宅の方に対する支援については、国とか府の補助制度が仮に創設されるとしましても、内容にもよりますので、そういった内容を見させていただいて、どんな形で支援していくかということについて、また状況を指導させていただくということについても、あわせて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

よろしくお願ひいたします。

続ひての質問に移ります。熱中症対策についてであります。

総務省、消防庁は、先月の21日、熱中症のため8月13日から19日の1週間に全国で3,669人が救急搬送されたとの速報値を発表いたしました。8月6日から12日の7,079人からほぼ半減し、亡くなった方もいなかった。4月30日からの累計搬送者数は8万2,014人となった。8月17日には35度以上の猛暑日となった地点が40日ぶりにゼロとなるなど、厳しい暑さが一段落した影響と見られますが、昨今は朝夕涼しくなったとはいえ、まだまだ残暑が厳しく、消防庁は、気温があまり高くなくても熱中症になるおそれがあるとして、こまめに水分を補給するといった予防策を呼びかけています。

本町は、これまで学校環境の改善に、トイレの改修、あるいは空調整備などに取り組んでこられたことについては評価いたしたいと思ひます。その上で、熱中症対策、避難所機能の強化に、誰でも飲みやすい冷水機の設置をしてはかがかと思ひますが、お断りのほうをよろしくお願ひいたします。

ちなみに、現在、学校施設等の冷水機の設置状況もあわせてお願ひいたします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

まず、熱中症対策につきましてご答弁させていただきたいと思えます。

熱中症につきましては、本年7月に愛知県におきまして小学校1年生の児童が、校外学習後に熱中症により死亡するというふうな痛ましい事故も発生いたしました。私ども大阪府内におきましても、中学生がグラウンドでの学校行事中に、熱中症により緊急搬送されるなどの事案が発生しているという実態でございます。

本町におきましては、ご承知のとおり、先ほど議員もご指摘いただきました小・中学校の教室及び特別教室において冷房を整備するなど学習環境面についても順次取り組んでまいったところでございます。

現在、熱中症対策といたしましては、毎年、小・中学校に対しまして熱中症予防に関する通知文を私ども教育委員会から発送、周知するとともに、各学校におきましても気温等の状況に応じて、職員及び児童・生徒に注意喚起を行うとともに、万が一の場合に備えまして、保健室に経口補水液を常に常備しております。また、万が一の場合は、一時的な処置と、それから医療機関への迅速な搬送というふうな一応の手だてを学校は立てているところでございます。

また、保護者に対しましても、家庭での熱中症予防や水筒持参のお願いをしております。先ほど議員もご指摘いただきましたこまめな水分補給、このこまめなという部分では、できるだけ小腸から水分を補給するためには、常温に近い温度がいいというふうに聞いております。こういうふうな指導等、徹底を図ってきたところでございます。

ご指摘のウオータークーラーの設置でございますが、現在、各小・中学校にはウオータークーラーを設置しておりません。その辺の経緯につきましては、平成8年に近隣の市で発生いたしました病原性大腸菌O157による感染が発生して以来、衛生面につきまして保護者からの強い要望により、実は設置していたウオータークーラーを撤去したという経緯がございます。

また、今後導入する際にも、機器の衛生管理の徹底、また先ほども申しました予防の観点からしますと、飲み過ぎ等で逆に体調を崩すのではないかなというふうな体調管理指導、またその他、機器の維持管理といった費用面での課題等、それぞれある状況でございます。

いずれにしましても、熱中症対策というのは非常に大切な重要な課題というふうに認識しております。今後、これに対して調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

教育長という立場上、私は非常にその辺には神経をとがらせてるのかなと、こう思います。教育長のほうからお話がありましたように、愛知県で児童が亡くなると、これは空調がなかったみたいですよ。我が町は、本当に空調設備も完備されておりますので、その辺は心配ないのかなと思いますけども、児童にも当然水筒を持ってくるように指導もされているというところですけど、容量というか、飲む量というたら限られますよね。そんな10リットルも20リットルも持ってくるような、大体水筒というたら限られた大きさですけども、それが多分授業の内容、また1回に飲む量にもよるんでしょうけど、限られた水量で対応しなければならないということもありますので、普通、水道は当然学校園にはありますけど、夏場は大体25度ぐらいらしいですね、水道の温度というのが。冷水機の場合は5度から15度。これは一番直腸を冷やして熱中症予防に役立てることができるという、こういう調査結果も出ているみたいなので、ぜひとも今後、衛生面。

私もこの衛生面では非常に心配しておりますけども、昨年8月に泉南市でこのウォータークーラーを設置されております。現場の声としまして、その衛生面については、飲み口や鉄板は定期的に消毒用アルコールにて清掃しているということで、わずか1年ですけども、そういったいわゆる感染といいますか、そういう事故も聞いておりませんし、逆に非常にこの冷水機が熱中症に役に立っているというお声が多いので、いずれにしても今後こういった想定外の暑さといいますか、特にことしはそうかなと思いますが、こういったことも報道によれば5年、6年続くんではないかみたいな話も伺っておりますので、今後よろしく検討の1つとしてお願いしたいと思っております。

続きましての質問に移ります。予防接種についてであります。

季節性インフルエンザには、A型、B型、C型の3種類があり、全ての年齢層に対して感染し、世界中で繰り返し流行しています。日本などの温帯では、季節性インフルエンザは冬季に毎年のように流行する。通常、11月下旬から12月上旬ごろに最初の発生、12月下旬に小ピーク、学校が冬休みの間は小康状態で、翌年の1月から3月ごろにはその数が増加し、ピークを迎えております。4月、5月には、流行はおさまるパターンであります。冬季だけに限らず夏季にも流行することがあると伺っています。

そこで、予防接種であります。本町では現在、65歳以上の高齢者の方々にインフルエンザの予防接種を助成されておりますが、経済的負担軽減からも12歳以下の子どもさんをお持ちのご家庭にも助成するお考えはありますか。よろしくお願ひいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、インフルエンザは議員仰せのとおり、毎年冬から春にかけて流行しやすく、学校、幼稚園、保育所などで感染の拡大も懸念されておるところでございます。

子どものインフルエンザの流行を防ぐためには、予防接種が必要であると認識はしております。接種回数については、13歳以上は通常1回接種となりますが、生後6カ月以上12歳以下では2回となっており、1回目と2回目の間隔は1週間から4週間あけることとなっております。

現在、忠岡町の12歳以下の子どもは約1,800人。接種1回について、接種単価を3,200円としまして、現在本町が行っております高齢者と同様の1,000円の自己負担とすれば、忠岡町の負担としてお1人2,200円で1,800人で、約400万円必要となってまいります。これが2回でございますので、約800万円が必要となってまいります。

また実際、現在、大阪府内では箕面市さんですとか高槻市さんが接種の助成をされておりました、この分につきましては1,000円の助成という形でされております。このような形で本町が積算いたしますと、費用的には360万円ということになってまいります。ただ、本町も財政的にはまだまだ厳しい状況であることには変わりはありません。

それとあわせて、近隣市、泉州地域では、現在子どもを対象にしたインフルエンザの予防接種の助成を行っているところはございませんので、今後、近隣の状況を伺いながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、答弁にありましたけど、医院によって違いますけど、大体3,000円から4,000円ぐらいの間で接種できるんですけども、特に、母子家庭のご家庭については非常に経済的に負担がかかっているということもお聞きします。かなり生活の面で、始末と申しますか、切り詰めているような状況だとも伺っております。また、部長がおっしゃいましたように、普通大体2回が一番いいらしいですよ。これは12歳以下のお子さんだけではなくて、高齢者の方もやはり肺炎にならないためにも2回接種が好ましいというふうにもお聞きしております。

こういったことから、今、助成ですね、箕面市、高槻市、1,000円の助成をしているというところでもありますけども、幾らかでもの助成をしていけば、財源的にも今お聞きいたしましたけども、もう少し少なくなるのではないかなと思っておりますので、住民の健康

を守っていくという立場からも、そういったことを実施していただければ。また、この泉州地域にはまだないということですが、我々もよく他市の事例を出して、うちもやりなさいというようなことを言いますが、そういったことじゃなしに、他市に先駆けて、泉州の他市町村に先駆けてうちが実施していくということでひとつ取り組んでいくことに検討していただければありがたいなと思いますので、これからその時期に入っていきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

以上で、北村議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午前11時55分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

議長（前田 長市議員）

次に、是枝議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。大きな被害をもたらしました9月4日の台風21号、被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。また毎日、災害応急対応に50名体制で休日も出勤し、担当課の職員初め、役場の職員の皆さんの奮闘に心から敬意を表するものです。本当にご苦労さまでした。

この台風は、忠岡町でも最大約4,000世帯が停電し、瓦が飛び屋根が壊れるといった家屋の被害も多く、罹災証明の発行件数は一部損壊で約640件、半壊・全壊など調査希望が約70件、農業被害ではビニールハウスの損壊などの罹災証明も、昨日現在ですが、5件が発行されています。忠岡町の公共施設の被害も大きく出ています。

忠岡町の対応としましては、緊急対応のブルーシートを1世帯1枚ですが、約720枚配布され、ふれあいホールなどを自主避難所として開設し、台風関連のごみを災害ごみとして役場の職員さんが毎日回収に当たり、ボランティアや自治会の協力もあり、災害ごみは10日間でほぼ回収されました。

今回の台風で、広い地域で停電が長く続き、停電するとマンションや団地では水道が出ないということが新たに認識されました。あらゆる災害において停電はつきものです。停電時のマンション、団地の水の供給・確保について、忠岡町として個別の協議の必要性があると思います。今回の台風災害を今後の防災対策にと、ぜひ生かしていただきたいと思っています。

9月の議会の一般質問の通告の締め切りが8月24日でありまして、台風21号が来る前でしたので、質問項目が今、求められているものとは合わないところがあるかと思いません。しかし、台風被害を経験したことにより、私たち自身の危機意識が高まり、忠岡町の防災計画をより現実的に考えることができることになると確信しております。

では、1つ目の、大規模災害時における町役場の復興計画、業務継続計画（BCP）の必要性と、避難所の運営のあり方、防災倉庫の設置について質問をいたします。

業務継続計画（BCP）とは、内閣府の平成27年5月のガイドラインでも次のように述べられています。「災害時、行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である」というものです。

そして、その効果は「住民ニーズに応えられる」とあり、「災害発生直後の混乱で、行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。また、みずからも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる」と、このように述べられています。

全国の自治体のこの業務継続計画の策定率については、消防庁が行った調査では、平成29年6月1日時点で都道府県は100%、市町村は64.2%、平成29年度の策定予定を含めると80.8%です。本町は、平成30年3月に、概略的なものですが、策定されていますが、より具体的で実効性のある業務継続計画にされるよう求めたいと思います。

質問通告では、役場の復興計画の必要性と避難所運営を避難者自身で運営することと話が飛躍しているように見えますが、密接に結びついています。本町の職員は、平成30年度は177人、忠岡町業務継続計画、これによりますと、大規模災害のC号配備、全職員参集で、このうち消防と保育、幼稚園職員を除くというものですが、で90%の参集率、93人ぐらいで、災害応急対応業務や通常業務のうち優先度の高い業務、災害復旧・復興業務、そういった本庁業務に当たることとなります。

先日の台風21号のときの災害対応応急対策、自治政策課や生活環境課、建設課など職員の皆さんは本当に大変ご苦労されたと思います。台風21号のときはシビックセンターの道を隔てた向かい側では停電をしておりましたが、役場はたまたま停電しなかったのがまだよかったのですが、大規模な災害でありましたら役場自身も被災して停電しているか

もしれません。

役場の自家発電の燃料は、ここは業務継続計画に書かれておりますけれども、エレベーターと電話とパソコンのみ使える状態にして8時間分しかない、計画にそう書いてあります。電気のついていない役場の中で、災害応急対策、優先度の高い通常業務を行いながら、緊急の災害復旧や復興業務を、考えただけでも93人で行う。それも勤務時間内ならいいんですけれども、勤務時間外であれば災害発生後、3時間以内に役場に來れる職員は30名と、ここに書いてあります。1日以内に來れるのは46人、3日たつても65人しか役場に來れない。そこに大規模災害が発生したら、家が倒壊したり、津波で浸水したり、避難所を即開設しなければいけないということになるわけでありまして。

台風21号の際、忠岡町は自主避難所をふれあいホールに開設しました。3人体制でありました。忠岡町の地域防災計画では、避難所は7カ所あると書いてあります。足りない場合はさらに4カ所開設して、11カ所最大開けると書いてあります。職員3人では避難所の開設はとてできませんけれども、7カ所しか開設しなくても3人張りつくだけで21人の職員がそこに必要になるということになります。

1日目に役場に参集できる職員が30人や46人で、21人の職員が避難所ということになりますと、災害応急対策をしながらこんな避難所を開設して物資を運び込んで設営、運営など本当にできるのでしょうか。

そこで、お聞きをいたします。災害時にも住民ニーズに応える行政の役割を果たすために、避難所運営について、忠岡町の地域防災計画には、避難所の運営を避難者自身で運営するということについての記述がありますが、具体的にどのようにして避難者自身で運営できるようにしていられるのでしょうか。1つ目の答弁をお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

大規模災害発生時における避難所の運営に関しましては、地域防災計画にも「避難者による自主的な運用を促す」と記載しており、避難者による自主的な運用がスムーズに進むように基本的事項をまとめた避難所運営マニュアルというのを作成しております。

また、災害発生時には中心となって活動をされる自主防災組織の皆様とは、避難所の開所訓練というふうなことについても実施しているところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

避難所運営のマニュアルはつくっておられるということでもあります。避難所の開設訓練もやりましたということでもあります。では、避難所の運営についての訓練や事前の協議等はされていらっしゃるのでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

訓練につきましては、例えば朝の答弁もありましたとおり、ことし5月には北区のほうで避難訓練を行ったりとか、そういった訓練については適宜実施しているところがございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

まずは一番、避難しなければいけないので、避難訓練は当然されていると思います。避難した後に、今度避難所が開設されるということになったときに、どうやって自主的に、役場の職員さんみんなで運営を全部してくれるということであれば特に訓練は要らないですけれども、でも、やっぱりそれではちょっと不可能な場合も出てくると、大規模災害時。ということなので、避難所運営ということについても訓練が必要ではないかということをお願いしているわけです。地域防災計画には、避難者自身で運営をしていただくということを書いてあるのであれば、それを具体的にそのようにできるように、避難所の運営についての事前の協議や話し合いとか訓練等も必要ではないかということをお願いしております。

これは私が言っているのではなく、内閣府のホームページには避難所運営についても地域住民が話し合っ、各地のケースが紹介されています。通常時に訓練や話し合いをしておかなければ、非常時になってからは混乱するからだということでもあるわけでありませう。その点について具体的な取り組みを今後、避難所運営ですね、開設じゃなくて、この先の運営についてもどのように考えておられるのでしょうか。それと、その訓練についてはどうでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

開設だけではなくて、運営の訓練も必要ではないかというところがございます。今回の台風21号によるもちろん災害もそうでしたが、特に今後かなりの確率で発生が予想されます例えば南海トラフの巨大地震など、大規模な災害が発生した場合には、議員のご指摘のとおり、なかなか行政側にありましてはもちろん災害の応急対応業務などについて注力をせざるを得ないということも予想されますので、できる限り自助あるいは共助の精神に基づきまして、自主防災組織など地域コミュニティが避難所の開設、また運営などを行えるような体制づくりについて、そういったことが本当に課題というふうに我々も認識しているところがございます。

本町におきましては、開設や、また運営の訓練も行っておりますが、今後行政が例えば決めたシナリオというか、そういったものに基づく訓練だけではなく、実際に例えば住民の方が避難所の体験等をしていただくなどによりまして、その地域の方々が問題点の解決のための必要なことを考え、またそれに基づいて実践していただけるような、そういった訓練ということについても実施を検討、また実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

具体的な取り組みを今後、ぜひお願いしたいと思います。

防災計画の2つ目は、避難所に防災倉庫を設置することについて質問いたします。

忠岡町は消防署に水しか分散備蓄しておらず、災害時の備蓄は役場のこの1カ所であります。これまでも避難所に防災倉庫設置と分散備蓄をと質問してまいりましたが、忠岡町は、避難所に防災倉庫がなくても、役場から近いから職員が運びますということで、防災倉庫は設置されてきませんでした。

しかし、今回台風21号の停電で、マンションの水がモーターでくみ上げられず、断水になったマンションがありました。防災担当課は災害の対応に追われて、役場で備蓄しているペットボトルの水をとって持って行ける状況ではありませんでした。

大規模な災害時であれば、何カ所も避難所を開設するということですので、一から全部の資機材から、そういったものを避難所に運び込むという人手がない。あればいいんですけど、ないという状況で、これを一から持っていくということをするのが本当にいいのかと。避難所に資機材を置いておくほうが合理的ではないかということ。防災倉庫は

国の補助金や交付金などがありますので、そういったものを活用して避難所に防災倉庫を設置して資機材などを置いておくお考えはございませんでしょうか。担当部長よりお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

避難所に備蓄防災倉庫を設置する必要性というのは、本当にあるというふうに我々も認識しているところでございます。ただ、設置のスペースの問題もございまして、現在のところそういった設置には至ってないというところでございます。

現在は消防署に飲料水を備蓄しておりますが、それ以外の公共施設には備蓄しておりませんので、今後、今回の21号の対応というものも我々は十分教訓になっておりますので、避難所となる施設のスペース、また収容者数や備蓄品目というものを十分検討させていただきまして、今後分散配置というものについて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

現実の問題として、避難所開設の最初の段階に必要な資機材ぐらいは置いておいてほしいと思います。避難所にそういったものを運び込むことに追われて、他のすべきことがストップしてしまうということがないように、ぜひ分散して配備を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

東日本の大震災では、市役所、町役場など庁舎自体が被災をし、さらに職員や消防団員も多く被災され、自治体の行政機能が大きく低下しました。

国による市町村の平成の大合併や平成17年から5年間行われた行政改革プランにより、災害時に対応する自治体の職員が大きく削減されてきました。本町でも財政難と集中改革プランで職員数が減少しました。

大規模災害時、住民の生命と財産を守り、住民生活への影響を最小限にするため、災害応急対策を迅速・適切に行って、可能な限り早期に通常業務を復旧できるよう、忠岡町業務継続計画（BCP）を充実されることを求めて、防災の次の質問に移ります。

防災の2点目は、避難所における女性のプライバシーや安全の確保をされることについて質問いたします。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨災害など避難所によってはトイレが男女別々になっていない、衛生用品等が不足したり、授乳や着がえをするための場所がなかったり、安心や安全面でも不自由な生活環境にあったとの報道がされています。

災害時は、「大変なのはみんな同じ」、「命があっただけでもまし」という考え方から、なかなか声を出せないでいる女性も多いようです。

こういったことを受けて、内閣府の男女共同参画局は、女性の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを住民とともに進めることを進めています。本町の防災計画にも「女性の視点」と書かれています。先ほどのあると言っていた避難所運営マニュアルには、具体的にどう女性の視点が反映されているのでしょうか。ちょっと時間が少なくなってきましたので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

地域防災計画及び避難所運営マニュアルには、女性専用の更衣室や授乳室など、女性のプライバシーや安全の確保などに配慮する旨を定めておりますが、避難所内の具体的な、そういった女性に対する配置ということについては定めておりませんので、今後避難所ごとにそういったものについても設定できるよう、自主防災組織と協議してまいりたいと考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ぜひとも、女性が声を出せない状況であるということもありますので、そういった視点を行政のほうからも示していただいたり、また男女共同参画の担当部署ですね、次長のところでもそういった点についてもぜひ検討いただくということをお願いしたいと思いません。

それでは次の、本町のスポーツセンターについて質問をいたします。

本町のスポーツセンターは、財政面から温水プールが閉鎖され、夏場のみの沸かさないプールとして使用されてきました。また、開館時間も短くされ、休館日は週2日になっていました。温水プールの復活を望む利用者や住民の声が多く、私どもも議会でもずっと温水プールの再開を求めてきたところであります。

そして今回、忠岡町は、指定管理者制度ではありますが、来年4月から温水プールを復

活されるということになり、開館日もふえ、開館時間も長くなり、利用しやすくなることが期待されているところであります。

そのための準備として、温水プールの耐震化工事と改修工事が10月から行われるため、今月末で半年間の全館休館となります。

休館になることで多くの利用者が利用できなくなり、不便になります。特に軽運動室（スタジオ）の一般貸しで利用されている住民や団体は他の場所を探さなければならず、全ての利用者が例えば文化会館などに移れるというわけではありません。半年後も戻ってこれるのかというさまざまな不安もあると聞いております。

そこで、時間の都合上、3点お聞きするのをまとめてお聞きしたいと思います。

指定管理者の優先交渉権者が決まりました。そこは、軽運動室（スタジオ）を一般に貸し出されるのかという点。

そして2つ目が、現在スポーツセンターの軽運動室を利用している団体数のうち、行き先が決まっていない団体数と、文化会館の軽運動室の空き状況について。

そして3つ目が、利用する場所が不足しているので、文化会館の休館日を週休2日ではなく、もとの週1日に戻されることについてお答えをいただきたいと思います。

教育長よりお答えをお願いいたします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員よりご質問の3点につきまして、お答え申し上げたいと思います。

まず1点目、5月より実施しておりましたスポーツセンターの指定管理者の公募ですが、先般、選定委員会において審議し、交渉権者も決定したところでございます。今後、指定管理者による営業開始に向け、議会のご議決、また協定の締結などの作業を進めてまいります。

今回の交渉権者がスタジオを一般貸し出しされるのかというご質問でございますが、今回選定いたしました交渉権者につきましては、利用者のサービス向上に向け、開館時間、開館日の拡大、トレーニングマシンの追加、更新などを提案されております。また、スタジオでは多様な、多彩なプログラムを実施する旨検討されているところです。このことから、空き時間そのものは限られ、また、空き時間も固定化したものにはならないものと思いますが、利用料金も設定されておりますので、利用は可能であるというふうに考えております。

2点目の、現在スポーツセンターの軽運動室を利用している団体数のうち、行き先が決まった団体数と文化会館の軽運動室の空き状況についてでございます。現在、スタジオに

つきましては一般の方に有料でスタジオをご利用いただいているところがございます。定期的に利用しているグループは8グループ程度であると認識しておりますが、10月から使用できないことで、グループごとに移動先の確認はいたしておりませんが、私どもが確認している限りでは10月から4グループ程度、文化会館を使用されると聞いております。ということで、引き算しますと、4グループは未定ということになるのではないかと、いうふうに考えております。

また、軽運動室の空き状況につきましては、水曜日が9時から10時、木曜日は11時から午後1時30分、午後3時30分から7時、金曜日は12時30分から午後1時半、午後4時から6時30分、土曜日は12時から午後2時、日曜日は12時から午後1時半までは文化会館の軽運動室は空いている状況でございます。

3点目の、文化会館の休館日を減らしてはいかがかというご質問でございますが、利用する場所が不足しているということで、文化会館をもとの週1日に戻されたらどうかという内容でございますが、平成19年度より財政健全化によりまして開館日を縮小いたしまして、現在もみらい計画において、33年度まで財政健全化を継続するとしてございます。大変厳しい状況であるというふうに認識はしております。

ただ、利用ニーズに応じた場所を確保するためにも、経費を抑え、開館ができないか、また、現在の貸し出し状況を精査するなど、今後も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

新しく優先交渉権者の方の意向というんですかね、そういったことも教えていただき、また、文化会館の今現在の空き状況も詳しくお教えいただいたところでございます。

しかし、まだ8グループのうち4グループしか、文化会館ということで、行き先が決まっていらっしゃらない状況であるようにも、そういうふうなご答弁もありました。

先ほどの文化会館のあいている時間を見ますと、お昼ご飯どきとか、そういった時間がほとんど中心でありまして、お昼ご飯はお昼ご飯を皆さん食べはるということもありますし、夕方から晩ですね、夜間というんですかね。子どもたちが学校を帰ってからであったりとか、また仕事から帰ってからのという、そういう夜の時間帯が全く使えないという文化会館の状況になっておりますので、なかなかちょっと利用がしにくそうだなと、あいていてもということでもあります。

実は、勤労青少年ホームが閉館になって、利用できる場所が減っておりまして、スポーツセンターもこの10月から休館ということで、だんだん利用できるところが減ってきて

いと。文化会館は週2日休んでいるということですので、本当に住民がそういうスポーツに親しむという場所がないということでもあります。

忠岡町が7月30日に説明会をこの件で持たれました。スポーツセンターの管理運営が変わりますという、その資料の中に、財政負担の問題で、指定管理になるとその委託料がほぼ要らなくなると。毎年、運営費が2,500万円から2,800万円、忠岡町の負担が軽減されるというふうに書かれております。これは私が勝手に言っているわけではなく、住民向けに出していただいた資料でも、それだけ財政効果があるんですということを強調されておられました。なので、指定管理になった来年度は、ですから今現在忠岡町が運営費を、委託料を払ってスポーツ運営会社に委託していた、そのお金が要らなくなるとのことなんです。

ということで、この運営費ですね、2,500万から2,800万円、これを、その部分が浮いてくるというんですかね。それを活用して文化会館の休館日をもう1日減らすということで、週にもう1日開館すると、概算で年間500万円あればできるという、そういったことも我が党議員にも答弁されていることがありましたので、そういった2,500万円のうちの500万円、文化会館の休館日に充てれば開館できて、また利用が広がるということになるのではないかと。なおかつ、2,000万円まだ余るということになるわけですので、それはぜひそういった点からも検討を少ししていただきたいと思います。

勤労青少年ホームがまだあればとか、総合福祉センターが貸し出しをしてくれるということであれば、ここまでは要りません。でも、使えるところがなくなってきて、閉館してきている。総合福祉センターも使えない、貸し出しされないということですので、やっぱりこれは気軽に、青少年のためにも、またそういった社会教育の面からも、子どもたちのためにもやはり開館を広げていくということをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。教育長より再度ご答弁いただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、議員お示しのとおり、民間業者の指定管理というふうに移りますので、当初3年間は指定管理料として約230万円は拠出いたしますので、この3年間は一応想定される効果は2,270万円でございますが、4年目からは一応2,500万円が効果額として出てくる。おっしゃるとおりでございます。

ただ、この効果額というのは、オール忠岡で判断してその使い道を考えていくべきものではないかなと思っております。1つの考えとしてはそういう考えもございしますが、限定して考えるというわけには現時点ではできませんので、それも含めましてオール忠岡で考

えていきたいと考えております。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

教育長さんは子どもたちのそういった成長、そういった健全な育成という点では先頭に立っていらっしゃるということですので、そういった面からもぜひ開館については検討して、あけていただきたいということを強く要望いたしまして質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

以上で、是枝議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、高迫議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。

まず初めにお聞きいたしますのは、来年4月以降もエアコンのない東忠岡幼稚園の全ての教室にエアコンを設置されることを求めることです。

地球温暖化のもと、ことしも大変暑い日が続きました。気象庁からも「命にかかわる危険な暑さ」という表現まで使って警告が出ました。

こうした中で、ことしの4月に文科省も「学校環境衛生基準の一部改正について」と題する文科初第1817号の通知を出しました。ご承知のことだと思います。

これまで「望ましい温度の基準」というのは、冬は10度以上、夏は30度以下とされていましたが、それが改正されて、冬は17度以上、夏は28度以下に見直しをされました。

一方、現場はどうかといえば、昨年11月に東忠岡幼稚園PTAから出された要望・署名に書かれておりますが、「本格的な夏場には各保育室での活動が制限され、エアコンのある年少の教室や職員室などエアコンが設置された部屋に、年中、年長児が交代で避難している。こういう姿を毎日のように見てきました」とあります。小さい子どもたちが涼しい部屋を求めて年少の部屋とか職員室に避難している、こういう状況が生まれていま

す。「大切な子どもたちが重大な健康被害を負ってしまう前に、早急なエアコンの設置を強く望みます」と教育委員会に強く求めておられました。

我が党議員が一般質問でも取り上げ、私も予算委員会でお聞きをしましたが、今年度、東幼稚園のリズム室に待望のエアコンが設置されましたが、年中、年長の普通教室はいまだおくれしております。早急な取り組みが求められると思いますが、教育委員会はこの問題を早急に対応していくために今いかがお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの東忠岡幼稚園への空調設備の設置についてですが、お話にもございましたとおり、ことしリズム室にエアコンを設置させていただきまして、子どもたちが楽しくそういう体育活動に参加しているというふうな報告も受けております。

東忠岡幼稚園につきましては、職員室並びに預かり保育を実施している教室、合計3室に空調機を設置しているという現状でございます。この夏休み中に特に要望の多かった先ほどの遊戯室への設置は実施をしたところでございますが、それ以外の教室への空調の設置については、現在のところは財政的な理由により、今すぐには難しいと考えておりますが、仮に、先ほども答弁させていただきましたが、現在忠岡保育所に設置している空調機を来年の4月以降、保育所を解体する際に取り外して移設をすることで、少しでも財政的に負担を少なくするなどの方法を検討しているところでございます。

今後も実際に忠岡幼稚園に移設が可能かどうか、そういう技術面と、また移設費用面もあわせて調査を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

私はリズム室同様、本来ちゃんとしたものをおつけいただくべきだというふうに思っておりますが、ただ、忠岡町もこの東忠岡のこども園計画というのが出てきまして、あと2年だということになりますから、そうした手法もあろうかというふうには思います。だから、検討ではなしに、もう具体的に進めていただく。でないと、来年の夏、また同じことが起こるようなことになったら大変だというふうに思っています。この親御さんたちの心配が、来年の夏は起こらない、こういうふうなお取り組みをいただきたいというふうに考

えています。そのためには今から段取りしていただいて、早ければ春休み、遅くとも来年の夏にはちゃんと間に合うように考えていただくということが大事だと思いますが、そういう方向でのお考えはいただけるのでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

東忠岡幼稚園でのいわゆる普通教室というのでしょうか、保育室での空調機の未設置という件に関しましては、私どももその状況については解決すべき課題であるなというふうには認識しております。

ただ、現在の保育所が解体されますのが、3月30日まで保育所として機能を果たしておりますので、それ以降の取り組みという形で、私どももできるだけ前倒しでできるような形で考えていきたいなというふうには考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひ、来年の夏はこうしたことが起こらないように、ちゃんと今から段取りをしてお取り組みをいただきたいと思いますので、強くお願いをしておきたいと思います。

次に、クリーンセンターについてお聞きをいたします。

さきの7月臨時議会において忠岡町が提案されました7億6,900万円の延命化工事を含む10年間の長期包括事業31億5,000万円の債務負担行為は、7月31日に当議会で8対2で否決されました。議長さんも委員会では反対でしたから、実質は9対2ということになります。

その反対の理由のほとんどが、泉北環境との広域化を凍結したという点にあります。そもそも広域化は忠岡町が10年前から掲げていた方針であり、議会の多くも望んでいたということが明らかになりました。

そこで、直ちに泉北環境施設組合との広域化の協議を再開されることを求めますが、いかがでしょうか。

もう1点、部長さん、国はごみ焼却場の広域化を進めようとしております。そうした中で忠岡町のような小規模の炉には補助金を出していません。つまり、具体的に広域化を進めるために、そうしたところはもう先がないんだよと、こういうことをしているんです。具体的な厳しい対応ですね。その一方、広域化を推進するための具体的な援助、指導とい

うのは、国もしくは大阪府のほうであるのでしょうか、その2点についてお聞きをしたい
と思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

午前中にも答弁させていただきましたとおり、泉北環境施設整備組合との広域化の協議
につきましては、速やかに再開していただけるような形でお話をさせていただきたいと考
えてございます。

もう1点の、国のそういうふうな形の部分につきましては、まず、私がこの生活環境に
座ってから、そういうふうな形で補助であるとか指導であるとか、こういう形のものがあり
ますよというような形はありますが、金銭的な国からのそういうふうな形の部分は聞いて
ございませんので、ないということでございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

1点だけ確認させてもらいます。午前中の答弁は、この議会で否決されましたという報
告はしております。こういうふうな答弁はありました。しかし、再開するという話し合い
を進めているというご答弁はありませんでしたから、改めて聞かさせていただきます。今、
部長さんのお話では、再開するようにしていくと、こういうふうにお聞きをしていいわけ
でしょうか。

もう一つは、国のほうは金銭的なものはないけれど、広域の指導もしくは援助、つまり
泉北の3市に対して、ちゃんと忠岡、入れたりやということでの指導、援助というのは、
国や府はしてくれているのでしょうか、その点、お聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほど答弁させていただいたとおり、泉北環境のほうには出向かせていただきまして、
事の経緯等を説明させていただいて、協議についても再開をお願いしたいという旨のこ
とは申してございます。

もう1点の、国・大阪府につきましても、大阪府につきましてもはごみの広域化、し尿の広域化というような形で、そういう会議もございしますが、要は今、どういうところまでそういうふうな話が出ているのかというような、要は現状報告的なものでございまして、それが具体的に広域化に進んでいくときに、要はこういう形でやればというような助言はいただけるようには聞いてございしますが、金銭的な面については、それに進んでいくことによって交付金等が出る可能性はありますが、単独でやる限りは今の法律では出てこないということになってございします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

それでは、今の話を受けて町長さんにお聞きしたいと思います。広域化はやはり首長、忠岡でいえば町長さんがその先頭に立っていただけてこそ、この間のし尿処理場ではありませんが、広域化というのは前に進む、実現するというふうに思っています。そこで、和田町長さんが泉北3市の市長さんとお話し合いをしていただけて、この広域化を推進する、これの要請をされるおつもりはないでしょうか。これが1点です。

もう1点は、先ほどもお聞きいただいたように、国のほうは、広域で取り組みなさい、そのためには小さい炉には補助金は出しませんよ、こういうふうなことをしながら、実際上忠岡町が岸貝であるとか、そして今、泉北環境というところで広域の話を進めようとしています、国もしくは府がそれを積極的に援助して、自分たちが唱えていることを前に進めていこうというふうな努力が見られないように思います。

そこで、町長さんは、そうした国や府の動きも一緒につくっていただくように要請をしていただくことが大事ではないかなと思います、いかがでございましょうか。2点お伺いしたいと思います。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

絶えず積極的に先頭に立ってやっているつもりですが、あまり先頭に立つと後ろに引けないので、その辺はよく考えて先頭に立ってやっているつもりです。積極的にやっていますが、国のほうも府のほうも、いつでもそうですけど、出す出すって言うてるだけで、私らの期待どおりになってないので、これは交付金も同じことですけど、できるだけ忠岡町の希望に沿わすように、やっぱり頑張っていかないかと、こういうふうに思っていま

す。そのためには議会の皆さん方もご支持をいただいて、押し上げていってもらうことも大事だと、こういうふうに思っております。先頭に立ちますので、後ろについてこないようなことのないようにしてほしいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

広域化については、私どもも議会も一緒に力を合わせて頑張っていきたいというふうに考えています。ですから町長さんも、3市の市長さんと積極的に前に進めるお話し合いをしていただきたいというふうに思います。

国・府のほうは、おっしゃるように、口だけ言うて実際やってないということは私どもも聞いています。だからこれを本当に言うのであれば、実のある形の支援をしなさい、このことをぜひ要望していただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問に移ります。7億6,900万円もの延命化工事は中止をされるのかどうかという点について、お聞きをいたします。

検討委員会の議事録を見せていただいても、結局、この延命化事業の費用を10年間で分割して負担する、これが有利だということで10年の長期包括というふうな一定の結論が出てきたというふうに思っています。それが、結局は広域化を凍結することになったわけですから、全てはここから始まっているというふうに思っています。忠岡町は引き続きこの7億6,900万円もの延命化工事に固執をされるのかどうか、この点について改めてお聞きをさせていただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

事務当局といたしましては、この長期包括、並びに10年間の長期包括についてはある一定結論を出していただき、委員会の中でもそれがベストであるという形で議会に提案させていただきましたが、今回否決というような形に終わってございます。

先ほど午前中にもご答弁させていただきましたとおり、来年度につきましては時間的余裕がございませんので、今、既存の業者さんと随意契約について協議していきたいと考えてございます。31年度、1年かけて、この問題についてもその中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

結論が出たというお答えをいただきましたが、31年度は1年間検討されるというふうにも今お答えになりました。その検討した結果、またこの7億6,900万円の延命化工事が出てくるということはあるのでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

そのことに関しましても、ここで私がお答えできる資料もございません。何分その整備委員会の中でそういうふうな形の部分が結論として、町の判断として出さしていただいておりますので、それが補正予算を否決されたということでございますので、考え直す部分はあると思います。

ただ、我々としてはその出さしていただいた結論に対して、事務局としては間違いはなかったのではないかなという思いは当然あるわけですし、その中で予算が否決されましたので、これもこの1年かけて検討していくというお答えしか今のところ出ませんので、よろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

部長さんもおっしゃっておられるように、議会で否決されたというこの重い事実を受けとめて、しっかりお考えいただきたいというふうに思います。

さらには、次に検討される場合は、これまで出てきた資料そのものをうのみにして次の計画を考えるというのではなしに、本当に今の現状は、最初に出したときの判断が正しかったのかどうか、このことも含めて、環境技術研究所ではないですよ、別のコンサルによる調査、これをしていただいた上で考えていただく。

もっと言うならば、広域に行くまでのあと3～4年、何とかもたす方法はないだろうか、こういう方向での検討をしていただく。このことも私どもは大変大事だというふうに思っています。一般的な状況でどうだろうかというふうな出し方もありますが、広域に行

くまでの間もたす方法はないだろうかと、こういう具体的な問いかけをすれば具体的な回答が返ってくるというふうに思いますので、その点での検討をよろしく願いをしておきたい、このように思います。これは部長さん、よろしゅうございますでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

今のところ白紙の状態でございますので、この1年かけてその部分もあわせて検討してまいりたいと考えてございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

議会の結論を足蹴にしないような、次の計画が出てくることを強く望んでおります。

そのためにも大事なのは運転管理、午前中も質問されていましたが、単年度契約で考えていただく、このことが大事ですね。長期包括をしてしまえば、その間は、広域の話が実現しても移ることができません。広域が実現したら移れるように、そうした体制をちゃんとつくっていただく必要が、この計画を進めていく中でも大事なことだというふうに思っていますので、そうした方向でこの計画はお考えをいただけるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほどから再三答弁させていただいておりますように、その辺もあわせて検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

あわせて検討していただくわけですけど、広域化というのが、先ほどの町長さんのお

話でも先頭に立って頑張ってくださいというわけですから、これが一番大事な課題だと思っています。その広域化を前回のように足を引っ張るような、莫大な延命化工事、そして長期包括、こうしたことをすれば広域化というのはまた凍結や飛んでしまうことがありますので、その点はぜひよろしくご検討のほどお願いしたいと思います。

最後に、大津川の浚渫についてお聞きをいたします。

30年度までの予定では、大津川大橋周辺の河口部の浚渫計画が示されていませんでした。さきにいただいた資料でも30年度以降の計画は書かれていません。

この周辺は南海トラフの大地震と津波が来れば、大阪湾の海拔で5.6メートルの最大津波も想定されています。

しかし、河川の防潮堤は海拔5.5メートルで、津波が上回ってくる地域でもあります。先日の21号の台風でも、大阪湾の一番高いところでは6メートルの高潮が発生した、このように報道されています。

そうした点を踏まえまして2点お聞きをしたいと思います。1つはこの周辺の浚渫計画をこの先も進めていただけるのかどうかという点です。なければ直ちに府に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、防潮堤のかさ上げを府は考えておられるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まず1点目の、大津川の浚渫計画についてでございますが、今年度の大津川の浚渫につきましては、昨年度までに浚渫が実施された楯並橋下流約350メートル付近から府道大阪臨海線の大津川大橋の上流約200メートルまでの間について実施される予定であると聞いております。

議員ご質問の31年度以降の大津川の浚渫計画につきましては、大阪府鳳土木へ確認をいたしましたところ、当初の予定では今年度浚渫予定の大津川大橋上流、約200メートルまでの事業の予定であったものが、来年度より2カ年かけて、さらに阪神高速道路湾岸線付近までの浚渫の計画があるとの回答でございました。

その部分につきましては、河積阻害的には問題のある箇所ではないが、部分的に土砂が堆積している部分があるため、その高い部分を除去し、川の流れをよくするための事業であると聞いております。

現在は計画段階でございまして、大阪府の事業として正式に決定をした時点で再度報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の堤防のかさ上げについては、午前中でしたか、公室長の答弁にもありましたように、かさ上げについての要望は大阪府へはしているというのは聞いております。計画があるというのはちょっと私のほうではつかんでおりませんので。堤防のかさ上げの要望はしているということは。

11番（高迫千代司議員）

していると。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ありがとうございます。ちゃんと浚渫も2カ年で計画されている。堤防のかさ上げも要請されているということがわかりました。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

2時5分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

（「午後1時57分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後2時06分」再開）

議長（前田 長市議員）

最後に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険料の引き下げについてであります。

介護保険の財源は、半分が税金、半分が保険料です。保険料分50%は全国的な人口構成に応じて、この4月からの第7期では65歳以上が23%、40歳から64歳が27%という割合になっています。高齢化が進み介護サービス利用者がふえれば、それに比例して介護保険料が際限なく上がる仕組みです。この高齢者負担分が、本町では1人当たり基準月額5,283円だったものが6,557円と、3年前の第6期に比べると1カ月1,274円の引き上げ、24.1%増となり、もう限界と言われております。

医療保険と違って、65歳以上の高齢者でも約8割の人は1円の介護保険給付も受けない掛け捨て保険ですから、少ない年金の中から高い保険料負担は、これ以上無理との声が圧倒的です。

保険料分の50%の割合は、当初65歳以上が17%、40歳から64歳が30%であったものが、3年ごとの見直しで負担率が1%ずつ上がって、65歳は今や23%、そして高齢化の比率も上がって、介護が必要になる高齢者もふえる。介護保険制度は公費負担が5割ともともと無理がありました。18年たっただけでこの財政構造が、今後の介護事業に対応できない制度上の問題があるというのは明らかです。

3月の定例議会で介護保険の24.1%の値上げについて、私たち共産党議員団は、このような大幅な値上げを回避するために一般会計からの繰り入れをして、引き下げる努力をされるようにと求め、値上げには反対をいたしました。

そして、去る9月13日の本会議で介護保険特別会計補正予算の議案が出され、介護給付費準備基金積立金2,025万9,000円の補正予算が町から提出されました。

この4月からの24.1%の値上げは、前回、第6期の計画の中で積立金も残らない、なので保険料抑制のためには充てることもできないという説明がありました。今回の約2,000万円の積み立てをすることができたのだとすれば、見込みが違ったのではないのでしょうか。つまり、24.1%も上げなくてよかったのではないかとというふうに考えますか、いかがお考えでしょうか。担当部長さんより答弁をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員仰せのとおり、第7期介護保険料につきましては24.1%の引き上げとなり、府内7番目ということになりましたことは事実でございます。第6期の介護保険料につきましては府内の下から7番目であり、保険料は低い状況でありました。第6期計画

期間中の最終年の秋までの状況におきまして計画を上回る介護給付費となっており、計画どおり一たん準備基金をほぼ全て取り崩しを行いました。その時点で第7期の計画を立てる必要がございましたので、結果、府内下から7番目の保険料が、府内上から7番目となり、急激な変更となりましたので、24.1%の上がり幅となった次第でございます。また、一たん取り崩しを行った基金でございますが、1月から3月の介護給付費の減により繰越金として残ることとなりました。

この平成29年度介護保険特別会計の繰越金のうち、1,983万6,000円と保険者機能強化推進交付金の残り42万3,000円、合計2,025万9,000円は介護保険準備基金に積み立てる予定でございます。この基金は第7期の介護保険運営に活用する予定でございます。

介護給付費の見込みが大変難しく、その上でもし介護保険準備基金が、次期の平成33年度から第8期の保険料算定に当たりまして準備基金が残っておる状態でございますら第8期の保険料基準額を引き下げる財源として考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

忠岡町が策定しました忠岡町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、2018年の冊子の中で、要支援・要介護認定者数の推計を見ますと、今年度の第7期計画の目標の年である平成32年は、総数が1,110人、認定率は23.0%と見込んでおられます。

しかし、要介護・要支援の認定が厳しくなっているという実態があります。介護保険がここ数年で非常に改悪をされました。6カ月以内に現状維持で悪くなるおそれがないければ介護度が軽くなる。ですから、よくなったから介護度が下がったということではなく、今までどおりの介護サービスが利用できないと、こういった声も聞いております。

また、後十字靭帯骨化症で、背中から胸にかけて強い痛みがあるという方、しかし、寝たきりになってはいけないと、痛みをこらえて、できるだけ動いて生活をされております。しかし、寝るときは背中が痛いため、座った状態で寝なくてはならない。せめて福祉ベッドだけを使えたらという願いでありましたが、非常に頑張り屋さんですので、自分で体を動かしておられますから、なかなか介護度が出ない。福祉ベッドは基本的には要介護2からです。このように保険料を払っているのに使えない、掛け捨て保険と言われても仕方がないというふうに思います。

介護保険料を決定するには、3年間の見込みで計画、料金を決めるわけですが、非常にその見込みが難しいという、今お答えでございました。また、先ほど言いましたように介

護度が下げられている方、また新規の方はなかなか介護認定が出ないと、そういった状況から、この推計はされておりますけれども、本当にこれだけの見込みがこの先あるのかということに、私も少しの不信感を抱いております。

保険料を3年間変えることができないというのは、今までの答弁でもいろいろとございましたが、実際に運用していく中で計画どおりにいかない場合も出てきます。その際には計画を見直して、第7期途中であっても、準備基金を積むことができたのでありますから、引き下げることは可能ではないかと思えます。担当部長さんより、引き下げることは今考えてなくて、残っていけば次に第8期に使いたいということではございましたけれども、やはり今の方を、高い保険料ですので助けてあげるといった意味で、もう一度考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問でございますが、先ほどの繰り返しとなりますが、この基金につきましては今期、まず第7期の介護保険運営に活用してまいりたい。その後、残額、準備基金が残る状況でございましたら第8期の保険料の基準額を引き下げる財源といたしたいと思っておりますので、まずは第7期の介護保険運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

24. 1%も上がって、府下で下から7番目であったものが、今回上から7番目になった高い保険料ですので、しかし、先ほどこの介護保険の財源、そもそも国の負担率が低過ぎる、そういう点もあるわけなんですけれども、やはりこのような小さい町、住民の顔が見える町ですので、ぜひ、3年後と言わないで今生きていらっしゃる方、その方のためにも検討していただきたいということを強く求めて、次の減免制度について、ちょっと質問いたします。

本町の減免制度は、第1段階あるうち第2段階、第3段階の方たちが対象になっております。収入合計が、1人世帯で120万円、また、所持金及び預貯金などが350万円を超えないこととなっております。大阪社会保障推進協議会の資料集を見ますと、減免制度を利用した方は本町は8人だと答えておられます。これを率にしますと0.17%、近

隣では高石市が82人で0.52%、泉大津市では77人、0.42%、このように忠岡町は、今の制度では対象者が少ない、対象になれないというふうに考えておりますが、減免制度の拡充をされるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の介護保険料減免制度の拡充でございますが、平成22年度にこの所得要件でございます120万円、108万円から120万円にということで、減免対象者の要件を緩和いたしました。本町の減免対象となる収入基準額の年収120万円以下は近隣市と比べましても標準的な基準であり、介護保険料減免額は全額、第1号被保険者保険料で賄うこととなっており、介護保険料基準額の高騰にもつながります。また、平成31年10月に消費税率が改定されれば、低所得者の第1号保険料について基準額に乗じることになり、負担を軽減している割合をさらに引き下げる予定でございます。また、減免制度の拡充につきましては慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

先ほど例を挙げましたけれども、高石市では減免対象者は4段階まで、また泉大津市は収入要件は111万円となっております。そして先ほど申しました預貯金ですね。こういったことはやはり高齢者の方々は、入院したときのためであったりとかお葬式代を準備しておかないといけないと、そういったことも言われております。やはりこの府下で7番目に高い保険料の引き下げ、それが先ほどできないという答弁もございました。そして、減免をすると第1号の方々の負担がその分使うようになるのでまた上がると、そういったこともお考えになっているようですけれども、やはりこの減免制度については財源は一般会計から繰り入れる、そうやって拡充していくということが必要ではないかというふうに思います。やっぱり引き下げができない、高い介護保険料が引き下げができないということです。やはり低所得者の救済策としても減免制度の拡充はぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そこで、今回、台風21号がございまして、非常に職員の方もご苦労されたと思います。そこで、罹災証明の申請がかなり多く来られておりまして、先ほど是枝議員からも教

えていただきましたけど、一部損壊が640件、今のところあるというふうにおっしゃっておりました。しかし、一部損壊というのは、ほとんどいろんな制度が使えないということでありまして、しかしながら、一部損壊で非常に、一部損壊はほとんど壁が落ちたりとか瓦が落ちたりとか、そういった方々がほとんどであったというふうに思うんですけども、やはりそのことによって雨漏りがして、今まで長年住んでいたお家から出なくては行けないと、そういった高齢者の方々もいらっしゃるんです。そのために要らない出費が、また今度賃貸のところを探さなあかんということで、要らない出費も要っているようですので、これからも災害というのは考えていかないといけないと思いますので、ぜひこういった災害のときの方々の救済策、それもあわせて今後、引き続き考えていっていただきたいというふうに思います。最後に答弁お願いできますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

減免制度につきましては、近隣の状況を見ながら、また、今回被災されました方々は本当にお気の毒な方もたくさんいらっしゃいまして、こちらで対応できることはさせてはいただきたいとは思いますが、何分基準等ございますので、それに合わせてできる限りのことはさせていただきますと思います。減免の制度については、先ほども申し上げましたのですが、近隣の状況を見ながら、できることを対応してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

そういったことも検討課題としていただいて、保険料減免の改善を求めて、次の質問に移りたいというふうに思います。

牛滝川堤防道路の安全についてであります。

さつき通りから中板橋を渡って高月北へと抜ける牛滝川右岸の堤防道路ですが、この堤防道路は高月北の住民の生活道路になっております。また、道が狭い上に抜け道として車も通り、大変危険です。

堤防道路の牛滝川沿いにはフェンスが設置されており、フェンスは私の背丈を超すぐらいの高さで雑草が生え、そのフェンスにツタなどが絡まり、非常に視界が悪くなります。

堤防道路のフェンスは府が管理していますので、住民の安全を守る上でも府に交渉し

て、その対策として堤防道路に設置されているフェンスを背の低いものに取りかえていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。担当部長よりお願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の牛滝川右岸の中板橋上流部から国道26号線付近までで設置されております河川側のネットフェンスにつきましては、議員仰せのとおり、大阪府鳳土木事務所の管理となっております。

議員ご指摘の件につきまして鳳土木事務所へ申し入れを行いましたところ、ネットフェンスの高さにつきましては不法投棄を防止する目的もあるとのことなので、今の高さでご理解を賜りたいということでございました。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

高いネット、金網を設置した理由については、私どももそのように聞いております。しかしながらこの堤防道路は、道が狭い上にカーブになっています。ですので、この金網にツタが絡まると、ツタの壁ができて数メートル先が見えない、そのような状態になっているんです。フェンスといいますか金網ですね、それが高いからといって不法投棄が本当に防止できるのか。そのフェンスがないところでも不法投棄は幾らでもございます。牛滝川を挟んで国道26号線の高架下にも、監視カメラ設置の看板を上げるまでは随分と不法投棄がございました。手法をいろいろ取れば不法投棄を抑制することはできるというふうに考えます。

歩行者の安全面を考えると、通学路にはなっておりませんが、中学生や高校生がクラブ帰りなどで暗い夜道を歩く。女性の1人歩きには不審者に襲われるという危険もあります。防犯の面を考えましても、大人の背丈より高いこのフェンスは取り除いて、それにかわるガードレールなどを設置されるように、再度鳳土木に要望していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の件に関しましては実現は難しいとは考えておりますが、再度、鳳土木にはお話しさせていただきたいと思えます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

毎年ですが、私たち共産党議員団は、府のそれぞれの担当課と交渉しております。このフェンスについても要望してきたところですが、高いフェンス、それがかえられないと、そういった不法投棄の防止だということがかえられないと、そのように言うんでしたら、その絡んだツタですね。その除草を年に1回ではなくて回数をふやしてもらい、そして安全の確保をしてもらうように府に要請させていただきたいと思えますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の、フェンスに繁茂したツタ類の除去につきましては、これにつきましても鳳土木事務所へ確認を行いましたところ、地元の泉大津市より鳳土木に対しましてたびたび除草の苦情や要望が出されているようでございますが、大阪府の除草回数は年1回と決まっております。鳳土木事務所の現場職員がその都度対処している状況とのことであります。除草回数に関しましては適宜実施されるよう申し入れを行いました。現状よりふやすことは難しく、苦情やご要望に対してはその都度対応してまいりたいという回答でございました。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

その都度と言われておりますけれども、その都度要望してどう対応されるのでしょうか。今、年に1回ということが決まっているんですけど、鳳土木に要請したけれども、回数

は年に1回だから、できませんでした、このようなことでは繰り返して、全く住民要求の解決にはならないというふうに思うんです。やはり現状を見て、そこは強く草刈りをまめにさせていただくと、そういった要求をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の件につきまして、鳳土木事務所へ再度要望してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そこで、フェンスと反対側も草が生えて、さらに道を狭くしております。車が通行してきたら、歩行者がよけるのに大変危険であります。フェンスのほうは府の管理であります。道の反対側は泉大津市の管理であります。泉大津市のほうからも除草の要望を府に出されているということですので、泉大津市が管理されている側は、草刈り、除草回数をふやされるように市のほうに申し入れをしていただきたいと思います。こちらのほうはいかがでしょう。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

この件につきましても泉大津市のほうへ要望はしてまいりたいと考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。泉大津市の管轄ではありますけれど

も、やはりそこを使うのはほとんどが忠岡町の住民の方ですので、防草シートとかそういった手法もあるようですので、これはよりよい方法を検討していただいて、泉大津市にも呼びかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

この件に関しましても泉大津市さんと協議を行ってまいりたいと、そのように考えております。よろしくをお願いします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の質問であります、通学路の安全確保についてであります。

集団登校中の児童の列に車が突っ込んで小学生らが死傷するなど、通学路での交通事故が後を絶ちません。児童の安全・安心という点では誰もが願うところです。そこで、通学路の安全確保への取り組みを進めていただきたいと思いますということで質問させていただきます。

子どもたちの通学時間に出くわしますと、低学年の児童などは横に広がったり、周りを見ないで歩いたり、見るとヒヤッとすることがたびたびございます。

本町の通学路は、歩道がないところがたくさんございます。白線つまり路側線が消えているところがあちこちで目につきます。

子どもの安全確保という点で、町はどのように安全確保への取り組みを進めていかれるのかについてお尋ねしたいと思います。教育長、お願いいたします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員仰せの、子どもたちの通学路の安全確保についてですが、児童・生徒が安全にそして安心して通学できるよう、学校、そして私ども教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、通学路の安全対策を推進していくことは大変重要であると、私どもも認識しております。

本町におきましては、通学路の安全確保に向けた取り組みをより推進するため、平成28年3月に忠岡町通学路交通安全プログラムを策定し、通学路における児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。

このプログラムの推進に当たりましては、国・府の道路管理者、そして泉大津警察署、本町建設課、学校・園の代表により忠岡町通学路交通安全プログラム推進分科会を設置し、定期的な合同点検を2年に1回のペースで実施し、対策を検討・立案し、改善を図っているところでございます。

平成30年2月、本年の2月に実施いたしました合同点検では、対策が必要な箇所につきまして、現在、本町建設課において改善を図る方向で進んでおります。よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

平成25年に文科省、国土交通省、警察庁から、通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの推進として、通学路交通安全プログラムを作成されたということであります。対策一覧表を担当課よりいただいております。平成27年度の合同点検では25カ所、平成29年度合同点検では7カ所が、何らかの対策が必要であるというふうに記載されております。対策内容は、横断歩道路面表示補修、カラー交差点マーク設置、路側線が消えかけているなどと、対策が求められております。

大体そこで挙げられている箇所は、27年度はおおむね完了されているようですが、今後対策が必要であるとされている箇所以外にも危険な通学路が目につきます。

例えば、東忠岡小学校正門がある野田線から北出、馬瀬1丁目から駅に下がる府道田治米忠岡線は非常に交通量も多い。また、高月北の中央線も交通量が多く、子どもたちが国道26号線の高架に上がるまでスピードを出している車もあり、大変危険です。そういった箇所には、グリーンベルトを設置され、子どもの安全を図っていただきたいと思いますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員ご指摘の、歩道が確保されていない通学路に、例えばグリーンベルトを設置されよという、こういう質問でございますが、今後関係機関や学校との連携を継続しながら、忠

岡町通学路交通安全プログラムに基づきまして検討してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

例を申しましたら、高月北で朝の通学のときに子どもの見守りボランティアをされている方からも、実際車がスピードを出して通る、また路側線、白線ですね。そこまではみ出して普通の民家の方が植木鉢を置いているので、子どもたちがそこをよけるのに路側線をはみ出して歩かないといけないので危険だと、そういった声も聞いています。ですので、先ほどから申されていますように、忠岡町の通学路交通安全プログラム、この合同点検は2年に1回ということでございます。

しかしながら、危険だと指摘があるなら、この先2年を待つのではなくて即座に対処すべきではないかというふうに思います。その点、忠岡小学校の通学路は旧26号線から西、ちょうど本通り線は忠岡南3丁目までずっとグリーンベルトが設置されております。ここを聞くと、そこは町道であるということで、なかなか、私が言いました路線のほうは府道で、町独自でできないという弊害も若干あるようでございます。

しかし、危険度の高いところは府にも申し入れて、即座に検討していただきたいというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せの町道本通り線のグリーンベルトの設置につきましては、平成27年度に実施されました合同点検におきまして、要望のあった箇所について安全対策工事を実施させていただいたものでございます。

今回、議員ご指摘の箇所につきましては、平成27年度及び平成29年度に実施をいたしました合同点検におきまして、グリーンベルトについての要望はいただいておりませんでしたので、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、まずは学校園から要望を上げていただき、次回の合同点検へ参加される皆様のご意見を伺った上で対策箇所としてまいりますと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

その合同点検のときに声が上がっていなかったということではございますけれども、やはりその場にいらっしゃらない方からの声もあるということですので、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思うわけです。児童が安全に通学するために通学路の安全、これは誰が責任を持つんでしょうか。

やはり子どもの安全、命を守るためにも通学路の安全対策は、教育委員会が責任を持って進めていっていただきたいということを要望して、一般質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

以上で、河野議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第2 意見書第6号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第6号、地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書を提出する。

平成30年9月28日提出

提出者	忠岡町議会議員	和田 善臣
賛成者	同	是枝 綾子
	同	北村 孝
	同	河野 隆子
	同	三宅 良矢

地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書（案）

高齢化の進展やインターネットの普及など、社会情勢を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、消費者の安全・安心の確保は重要な課題である。

この間、地方自治体の消費者行政の取組は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。しかし、この交付金措置が平成29（2017）年度で一区切りを迎え、その活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退が懸念されている。今年度の地方消費者行政強化交付金の当初予算24億円は平成26（2014）～平成29（2017）年度の年間の交付金予算合計額の5～6割以下の水準にとどまっている。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

加えて、成人年齢引き下げにも対応した若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっているが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていない。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、人員の確保や資質の向上等の体制強化が重要である。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じられることを強く求める。

記

1. 現行の消費者行政強化交付金を継続・拡充し、平成31（2019）年度以降については、少なくとも平成29（2017）年度の年間予算合計額以上の水準で確保すること。
2. 我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。
3. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を向上させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ただいまの局長の朗読をもって、趣旨説明とさせていただきます。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

本件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

これより意見書第6号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件は、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前田 長市議員）

日程第3 意見書第7号 介護保険制度における国負担の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第7号、介護保険制度における国負担の増額を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、介護保険制度における国負担の増額を求める意見書を提出する。

平成30年9月28日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

介護保険制度における国負担の増額を求める意見書（案）

平成12（2000）年に始まった介護保険制度は、現在、第7期目に入っている。今期の第1号被保険者の介護保険料は、全国平均の基準額は月額5,869円、本町では月額6,557円、前期と比べ全国平均で6.4%、本町においては24.1%の引き上げとなり、高齢者にとっては、耐え難いものとなっている。

1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに見直しがされ、毎回、引き上げられている。その要因は、①後期高齢者が増え、介護を必要とする方が増えていること②第1号被保険者の介護保険料負担割合が1%ずつ引き上げられていること③国の負担割合が当初のままの25%に据え置かれていることがあげられる。

しかし、第1期の1号被保険者の介護保険事業における負担割合は17%で保険料が基準額で月2,991円であったものが、第7期は、負担割合が23%であり基準額で月額5,869円と2倍に増えている。

一方、国の負担割合は、第1期から変わらず、25%のままである。

よって、今後、高齢者が増加していく中、高齢者の介護保険料を引き上げるのではなく、据え置かれている国の負担割合を引き上げることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者にかわりまして趣旨説明をさせていただきます。

介護保険料は3年ごとの見直しで上がる一方であり、第1期に比べ現在は約2倍とはね上がっております。65歳以上の人負担する第1号介護保険料は、介護サービスの利用がふえ、介護給付費等が増大すれば比例して上昇するという、保険給付と保険料負担の連動が特徴であります。公費5割、保険料5割の現在の介護保険の財政的枠組みは、高齢者の負担できない高額な保険料を招くことになり、限界を迎えております。

これを打開する方法は、公費5割の制約を取り払って、必要な公費を投入する以外にありません。このことは政府自身がこれまで2回にわたって、臨時的な国庫負担、2008

年度補正予算で介護従事者処遇改善臨時特例交付金 1, 154 億円、2009 年度補正予算での介護職員処遇改善交付金 3, 900 億円を投入してきたことから明らかです。

ところが、政府は公費負担の拡大を否定し、介護保険料の上昇を抑えるために介護サービスの切り捨てと利用者負担増による給付のカットによって、介護保険制度の持続可能性を確保しようとしているんです。高齢者に尊厳の保持と自立した日常生活に必要な給付を保障する制度であったはずの介護保険が、要介護、要支援、高齢者に負担と犠牲を強いることによって持続しようとする、まさに本末転倒した施策と言わなければなりません。

厚生労働省は、各市町村が策定する 2025 年を見据えた介護保険事業計画として、2025 年までの中期的なサービス、給付、保険料の水準も推計して記載することと指導しております。今から 7 年後の介護保険料まで示して、介護サービス、給付と保険料をてんびんにかけて、地域住民に判断を迫ろうというのです。これでは市町村は、これまで以上に介護保険料に足を取られて、地域包括ケアを中心とする超高齢社会に向けた長期的な構想など描けなくなります。

介護保険財政の制約には、第 1 号保険料が高齢者の負担能力を超えた額になってしまっていること、これが非常に大きな原因になります。その解決方法は公費部分を拡大して、保険料に依存する仕組みを改革していく以外にございません。国庫負担割合の 25% をさらにふやすことは、地方自治体関係者の一致した要求であります。国は財政危機を強調しますが、日本全体で 8 兆円を超える介護保険給付費のうち国負担 25% は 2 兆円程度です。政府一般会計予算 90 兆円以上のうちわずか 2% 程度にすぎません。防衛費の半分以下であり、アベノミクスによる財政出動の額にも及びません。

今後、超高齢社会に向けて高齢者、介護施策や地域包括ケアシステムをつくり上げる上でも必要な国費を振り向けさせるためにも、国庫負担割合の引き上げをしていただきたいというふうに思います。

よってこの意見書、国負担の増額を求める意見書、これについてこの忠岡町議会としても皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

3番 (北村 孝議員)

議長。

議長 (前田 長市議員)

北村議員。

3番 (北村 孝議員)

ただいま、介護保険制度における国の負担増額を求める意見書について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本年4月から我が党が3カ月間にわたり、全国3,000人の議員が地域の皆様を訪問し、子育て、介護、中小企業、防災、減災の4つのテーマについて、100万人のアンケート調査を実施いたしました。その結果、介護保険については、直面している人、また家族の方の意見として「家族の負担を軽くしてほしい」が58.8%、「自宅で介護サービスを利用したい」が50.0%、「いざというときの相談先」は34.3%、また、ご自身が介護を必要になったとき一番困ることで「経済的な負担」29.1%、「自分が認知症になったとき」26.8%、また、日常生活で困っていることで「通院」が36.4%、「力仕事」で31.2%、「買い物」で30.9%、「家事」で28.8%、地域で支え合う仕組みの構築や認知症対策など、一層の推進すべきであると、この結果からもおわかりかと思えます。

よって、介護保険制度における国負担の増額を求める意見書については、国の動向を見守っていきたく思いますので、本意見書については賛同いたしかねます。

議長 (前田 長市議員)

他に、討論はありませんか。

5番 (是枝 綾子議員)

議長。

議長 (前田 長市議員)

是枝議員。

5番 (是枝 綾子議員)

賛成討論を行いたいと思います。

ただいまの北村議員の反対討論の趣旨がちょっとよくわからないんですけども、「国

の動向を見守っていきたいから賛同できない」というのがちょっとよくわからないんですけども、今現在、忠岡町の介護保険料が大変高いという質問は、きょう河野議員が行いました。基準額の方で月額6,557円ですね。年金が1カ月1万5,000円以上ある方はもう、その段階によりますけれども、かなりの負担になっているということを質問したわけでありましたが、その原因が、国が介護保険制度をスタートしたときは、さほど高齢者もそういませんでした、今ほど。後期高齢者もこんなに多くありません。前期高齢者のほうが多くて、後期高齢者は少なかったです。しかし、今は後期高齢者のほうが前期高齢者を上回っているということで、使う人がふえてきている。要介護認定率も2倍近くになっていると。使う人がふえれば保険料が上がっていくというのは、これは誰が考えてもわかることであります。

その比率が、65歳以上の方ですね、特に高いのが。その方が当初は17%ですか、全体の。国が25%で、今、国が25%で、当初、第1期目は65歳以上の1号被保険者は17%になります。それが今、第7期ですか、23%。もう国に匹敵するぐらい、65歳以上の人で払っているということでもあります。国は負担比率は変えておりません。ということでもありますから、国が出さなければ2分の1は国民が払っているということですから、上がるしかないという、この仕組みは当初からわかっていたことで、こういったことになるというのは当初からわかっていたことでもあります。なのに、その制度を変えずにこのまま来たということで、矛盾が噴き出しているということでもあります。

そういったことで、今手を打たなければいけないのは、国が負担比率25%を、これを30%に、5%上げていただくということをするれば、65歳以上の方の保険料の値上げはしなくて済むわけです。2号被保険者の方の負担割合は減っていておりますけれども、その人口が、2号被保険者の人口が減ってきていますので、これの割合を引き下げて、パーセントを引き下げないと、その方々も使えないのに、介護保険使えないんですよ、2号被保険者の方は。よっぽどの脳血管疾患であるとか高齢化に伴う疾病でないと介護保険は使えないんです、2号被保険者は。だけど、負担させられているということでもありますから、こんなおかしな制度はないと思います。

だから国の負担を、動向を見守るということできずに、今起こっているのは負担が耐え難い。先ほどもアンケートにも「経済的負担が大変だ」と言っていましたでしょう。だったらやっぱり国が負担するしかないんですよ。国民に負担させるんじゃなく、国が負担していくという方向でしか、この保険料の値上げは回避できないということになっております。ということで、そういう国の負担こそをふやすべきであるというふうに思います。

ちょっと付け足しですけども、この介護保険料は所得が低いほど負担が重い。消費税と一緒に。所得が低い方、これですね。第5段階、基準額の方で、本人は町民税非課税ですね。ですが、家族の誰かに町民税が課税されているという、そういった方は合計所得金額と課税年金収入が80万円を超える方が第5段階で、7万8,680円とありますけ

れども、80万円を超えているけれども、その第3段階の方ね。世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額、120万を超える人のほうが安いんですよ。逆転現象が起きているという、非常に理不尽な、こういう制度になっております。所得段階が低いほど負担が重たいという、こういう理不尽な制度になっているということもあります。だから、年金が少ないけれども、その世帯に課税されている人がおれば年金がゼロでも年間6万9,240円払わないといけない。年金が120万円を超えている人が5万9,010円という、逆でないですかね。本人が払うということになっているのにこのようなことがあるということで、こういったおかしなことも是正していかなければならないということをおし添えておきます。

強制加入で保険料を取り立てておいて、認定は厳しくなり、そして利用者負担はふえていく、こういった納得ができない介護保険制度になっているのは、国の負担がまさに25%のままに据え置かれているから、こういう受けさせない、値上げをしていくということになっていくわけでありませう。

よって、国の負担比率を25%から、せめて30%以上に上げていくということのほうの問題の解決になるかと思っておりますので、この意見書は、忠岡町にとってもそうしていただきたいというふうに思っていると思っておりますので、ぜひ議員皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、討論はありませんか。

（なし）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第7号 介護保険制度における国負担の増額を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第7号 介護保険制度における国負担の増額を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

（可否同数）

議長（前田 長市議員）

可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長採決となります。

本議案については、議長は否決と採決いたします。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第4 意見書第8号 待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

事務局長（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

事務局長（阿児 英夫局長）

意見書第8号 待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書を提出する。

平成30年9月28日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）

平成27（2015）年の子ども・子育て支援新制度実施以後も、待機児童は増加している。国は、この解消を3年先送りしたが、待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備は、待ったなしの課題である。

今必要なことは、市町村と連携した認可保育所はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と、処遇の改善で「保育の質」の確保を図るなど、総合的な対策を進めることである。

よって、本町議会は、国会及び政府に対し、予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、下記の事項の実施を強く求めるものである。

記

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など、支援の拡充に必要な財政措置を行うこと。
2. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど、処遇改善のために必要な財源

を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月28日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます

「保育園、落ちたのは私だ」というのは皆さんご存じのとおりです。もう一つあるんです。「保育士をやめたのは私だ」という、こういった保護者や保育者の、そういった悲痛な叫びが全国各地に広がり、国はようやく保育士の賃金を4%アップ、本当に4%アップしているのかどうかわかりませんが、そういったことや待機児童解消とか、保育士の処遇改善のために重い腰を上げようとしているという、上げたとは言いませんけれども、そういうことになっています。

しかし、国の規制緩和や基準の弾力化というふうなことがちょっと中心であるということで、こういった延長線上では問題の解決が図れないことは明らかであります。こうした施策が幼い子どもの命と安全を脅かすものになるということが心配されます。幼い子どもの成長、発達と子育て家庭を支える保育という重要な仕事を、専門職である保育士が誇りを持って進めるためには、保育士の処遇改善など抜本的な見直しが必要であり、これをしなくて保育士の確保と待機児童の解消はあり得ないということでもあります。

保育士の資格を持った人が少ないのかといえば、そうではありません。資格者はたくさんいます。しかし、劣悪な処遇のために職業として選ばれなくなっている。保育士として働き続けることに希望が持たなくなって、どんどん退職して、二度と保育士にはならないという、そういった方が多いわけです。

保育士の処遇というところで、賃金が安いというのは皆さんご承知のとおりであります。厚生労働省の2016年の賃金構造基本統計調査では、公立保育所は対象外となっておりますので、民間の保育士の賃金ということで見ただけならば、全職種の平均月給が33万4,000円に対し、保育士の平均月給は22万3,000円で、約11万円も低いということでもあります。全職種よりも保育士のほうが、年間でしたら163万円も、年収で163万円も低いということでもあります。そういったことで、それは全職種では平均

勤続年数が11.9年であるのに対して、保育士は7.7年と、もう続けられないということでもあります。こういった賃金の安さというものが1つ挙げられます。

そして、長時間労働であるということでもあります。担当課、子育て支援課はよくご存じだと思いますが、要介護認定でなく、子どものそういう認定ですね。保育認定が11時間、最大11時間という、そういった標準時間認定の子どもということもありますので、11時間までは保育所をあけておかなければいけないという、朝7時にあけたら6時までは絶対開けているということでもありますから、そういう長時間の労働であるにもかかわらず賃金が安いというところも、1つの要因であるかと思います。そして、そういった民間のところでは、10時間以上開所している保育所が、全保育所の98.2%、ほとんどのところでそうありますということでもあります。

そして、その保育士さんの実際の労働の状況は、国の配置基準ですね、子ども何人に対して保育士1人という配置基準が非常に国際的にも貧しい状況で、例えば4・5歳児は子ども30人を1人の保育士で見るとというのが国の配置基準であります。しかし、そんなことをしたら子ども一人一人に丁寧にかかわることができないので、多くの保育所ではもう国の配置基準以上に保育士を配置しているから、その運営費をもらっても人件費がそれだけ出ないのでありますから、給料が安くなっているという1つの要因であります。そういったことも挙げられます。

厚生労働省が調査したところ、資格があっても保育士への就業を希望しない理由ということで、複数回答ですが、「賃金が希望と合わない」というのが47.5%、「責任の重さ、事故への不安」40%、「自身の健康・体力への不安」39.1%、「休暇が少ない。休暇が取りにくい」37%と、これは2013年の厚生労働省の調査であります。ということで、配置基準ですね、職員の配置基準の抜本的な改善と賃金単価の改善が処遇改善の鍵であるということが、ここで言えると思います。

さらに、保育士が保育の仕事にやりがいを感じて、キャリアを積んで働き続けてもらうということも大事ですので、研修や休暇の保障など、専門職にふさわしい労働条件と労働環境が不可欠であるということで、保育士を大幅にふやして賃金を上げて、働き続けるための条件整備を進めなければ人材確保はできないと言えるわけであります。

ということで、働きやすい環境をつくるならば、そういった処遇改善ということをしていかなければいけないわけでもあります。忠岡町本町も、公立でもそうですが、なかなか保育士が集まらないということで、民間の保育所でも、部屋は余っているけれども、保育士がいないから見れないということで待機児が出ているという状況もありますから、即座にこれは国として改善していくということですね。待機児解消というならば保育士の処遇改善こそ手をつけていかなければいけないと。潜在保育士がたくさんいらっしゃる。大変そういった資格をお持ちの方が働いてもらえれば改善できるわけですから、ぜひそういったことに国が本腰を上げて取り組んでいただけるようにということでもあります。

本意見書案について、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

反対の立場から討論させていただきます。

来年10月に保育無償化が予定されている中で、従前に比べ政府予算づけは着実に進んでいます。待機児童の増加の主要因となるのは主に都市部で、都市及びその周辺部での高層マンションニーズの影響によるところが強いです。従前のハード強化推進一辺倒でなく、政府が主体となる企業保育や家庭保育など、小規模ニーズへの柔軟なシフト化、及び幼稚園の時間延長化において対応を進めるべきであると考えます。実態として向上している中で処遇改善に対し、マクロの抽象的でなく、ミクロの具体的な数値や我々の行動目標も絡めて、このように意見書は行うべきだと考えております。

加えまして、本当に住民目線で通していきたいのであれば、意見書締め切り後に提示してくるのではなく、意見書締め切り前から全議員へ呼びかけていただき、皆様で作成、検討する根回しの方向性とシフトをしていただきたいと切に願うことをつけ加え、本意見書に賛同いたしかねます。

以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、討論はありませんか。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

まず、今の反対討論の中の、事前に根回しをしていただければ賛同するかもしれないというふうなお話ですが、それは、忠岡町は制度として、議会運営委員会の中で論議をする中で、その議案の一部修正をもって過去にも何度も全会一致で賛成をしてきたという経過があります。だから、単に根回しだけで問題を解決するという矮小化ではなく、ちゃんと記録の残る議会運営委員会で論議を堂々と展開をされて、成とするか否とするか、これは決めていったらいいわけだというふうに思っています。そのための議会運営委員会というものがあるんだというふうに、制度上保障されていますから、そこでちゃんと論議することが大事であろうというふうに思っております。

もう1点、この企業化とかそういうふうなことでいろいろ対応していつているではないかというお話ですが、今の政権は、認可保育所以外のところをどんどんふやすことで待機児は解消するんだと、こういうふうに大見得を切っていたわけです。でも、実際はそうした企業保育所などをどんどんつくったけれど、もうかるところは進出するけれど、もうからないようなところは出てきませんから、そういう経過もあって、結局は待機児は2万6,081人、3年連続の増加となったことが明らかになりました。

待機児は解消するどころか、今の政権のもとでは処遇改善も、それから配置基準の見直しも行わないで、民間の企業頼みのようなことをしているから、逆に待機児はふえた。これがリアルな現実です。

ですから、女性の活躍だ、1億総活躍だなどというのであれば、本当にこの待機児を本気で解消していく、そのことはこの処遇改善や保育士の配置基準の見直しで、資格を持っている方はたくさんおられるんですから、生きがい、働きがいのある職場ならどんどん働いて頑張ってくれます。そういう条件をつくってあげることが政治の役割だというふうに思っています。我々地方政治家も、その同じ立場でこの問題に取り組んでいかなければならないと思っています。ですから忠岡町の改善も求めています。

そして、府や国の改善は、こうした意見書や直接また申し入れるなど、同じような改善を求めて行動する中でしか解決していかないというふうに思っています。ですから、本意見書を提案をさせていただいております。

ちょっと改善するようにしたよ、こんな話もありましたけどね。結局は4万円の上乗せ

だというんですけど、4万円が上乗せされるのは1つの施設の中で1人だけです。あとの人は、その施設が裁量でどれだけくれるか、全くわからない。これが今の制度でしょう。こういうふうな制度のもとでは改善はしないんだということは、この3年間の実績で明らかです。

ですから私たちは、それを根本的に解決するためには、待機児の解消には保育士の配置基準の見直しと処遇改善をちゃんとして、生き生きと保育士さんが働ける、そうした現場をつくり上げていくことが何よりも大事だなというふうに思っています。ですから、本意見書を提案をさせていただいたところです。

そして、企業や民間に任してしまったらね、それであとは自治体の負担はなくなるのかといえば、そんなことはありません。全国各地で今、民間の保育所で保育士が足りない、どうするんだ、緊急にいろんところから引っ張ってきて手当てをしなければならんというときに、当てにされているのは自治体の負担です。現に自治体はいろんな形で民間企業に負担をしています。保育士さんの賃金を引き上げるための負担金、中には保育士さんの住宅を確保してあげる自治体とか家賃を補助する自治体とか、こういうものがたくさんあることは行政の皆さん、よくご存じだと思うんです。だから民間に任せたら自治体の負担はなくなるんだなんていうようなことはありません。

ですから、やっぱり根本的に責任を持って、政治家としてこの問題を解決していく。そのために私たち地方議員のできることは、国に向けてこうした意見書を出して改善を求めていくことだろうというふうに思います。その立場でぜひ、本意見書案にご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第8号 待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ありますので、起立によって採決いたします。

意見書第8号 待機児解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前田 長市議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

議長（前田 長市議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆様方、第3回議会定例会の終了に当たりましてご挨拶申し上げたいと思います。ご苦労さまでございました。

10月の4日（木曜日）、6チャンネル、朝日の夜7時からの「おらが県ランキング」の番組の中で忠岡町の紹介があります。また、10月6日の土曜日も朝の6時半から「おはよう朝日」、6チャンネルで忠岡町の魅力について放送の予定があります。お祭りや台風で放送が心配ですが、こういった日程を知っておいてください。

それにしましても台風24号が気になります。被害の大きかった21号は、自然災害の少ないと言われてきた泉州地域に甚大な被害をもたらしました。関空では58.1メートルの風が吹いたと、観測したと。高潮で水没しました。本町では屋根が飛び、電柱や木が倒れたので、停電が4～5日続きました。幸い断水がなかったぐらいが、被害の中でほっ

としたところでございます。

この夏の猛暑、酷暑もありました。6月の大阪北部地震、西日本豪雨もありました。北海道の地震と、まさに自然災害の夏でありました。

その中であって、先ほども出ましたが、7月議会に提出いたしました次期クリーンセンターの整備について、議会の皆様から同意が得られず、本町にとりましてはこれこそ天変地異だと意識しております。私にとりましても自然災害とともにストレスの多かった9月でした。忠岡祭りを迎え、いい景気、忠岡町のさらなる発展を期したいと願うところでございます。

後になりましたが、町民の皆さん、議会の皆様方、季節の変わり目です。また、台風の復旧・復興にお体を崩さないように祈念申し上げまして挨拶といたします。各委員長、議長各位におかれましては、今議会、ご苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

議長（前田 長市議員）

以上をもちまして、平成30年第3回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

（「午後3時21分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年9月28日

忠岡町議会議長 前 田 長 市

忠岡町議会議員 森 政 雄

忠岡町議会議員 前 田 弘